

**第2期**  
**美浜町子ども・子育て支援事業計画**

**美浜町**

# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の性格と位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画策定の体制と経緯.....	3
5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要.....	4
第2章 美浜町の子ども・子育てを取り巻く状況.....	5
1 統計データからみた人口・子ども人口の動向.....	5
2 アンケートからみた子ども・子育てに関する実態と意向.....	12
3 第1期計画事業の進捗評価.....	23
第3章 計画の基本的な考え方.....	25
1 子ども・子育てビジョン（基本理念）.....	25
2 基本目標（計画推進の視点）.....	25
3 施策の体系.....	27
4 事業内容.....	28
第4章 子ども・子育て支援事業計画.....	35
1 教育・保育提供区域.....	35
2 将来の子ども人口.....	35
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制.....	37
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	40
第6章 計画の推進.....	49
1 計画の推進にあたって.....	49
2 子ども・子育て会議.....	49
3 計画進行管理の体系と仕組み.....	50
■資料編.....	51
1 パブリックコメント実施報告.....	51
2 美浜町子ども・子育て会議設置要綱.....	52
3 美浜町子ども・子育て会議委員名簿.....	54
4 策定の経緯.....	55
5 用語説明.....	56

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

---

我が国は近年、急速に少子高齢化が進展しており、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、様々な問題が起こることが懸念されています。

また、核家族化や地域での人間関係の希薄化などにより、子育てする保護者を支え、支援する環境が大きく変わり、家庭や地域での子育て力が低下している状況もみられます。

それに加え、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもや子育てを取り巻く新たな課題も出てきています。

そういった中、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせたほか、令和元年10月には幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子ども達の利用料が無償化される「幼児教育・保育の無償化」も開始され、子ども・子育てに関わる支援を実施しています。

このような様々な支援を講じてはいますが、合計特殊出生率は平成30年で1.42と、依然として低い数値で推移しており、待機児童の解消も大きな課題として残っているため、子どもや子育てをめぐる問題は喫緊の課題となっています。

美浜町においても、年少人口（0～14歳）が年々減少しており、人口に占める年少人口の比率も減少傾向となっているため、少子化の進行がみられます。

しかし、美浜町における6歳未満の子どもがいる世帯の核家族率は全国に比べ低く、家庭における保護者を支える力が強い様子がみられます。

また、地域のつながりを大切にしている美浜町では、地域での子どもに対する見守りを強化し、まち全体で子どもを見守り、美浜町としての子育てを行っています。

美浜町では、平成27年に「美浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、美浜町における子どもや子育て家庭等に対する取り組みを推進してきました。

そして、この度「美浜町子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えるため、「美浜町子ども・子育て支援事業計画」を踏まえつつ、「第2期美浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

この計画は、子どもや子育て家庭等に対する、より一層の充実した取り組みを進め、美浜町の一人ひとりの子どもが、健やかに成長することができる社会を実現するための計画です。

## 2 計画の性格と位置づけ

### (1) 法的位置づけ

「美浜町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

<b>子ども・子育て支援法</b> （市町村子ども・子育て支援事業計画）
第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
<b>次世代育成支援対策推進法</b> （市町村行動計画）
第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

### (2) 美浜町計画体系等における位置づけ

本計画は、美浜町の上位計画である「美浜町総合計画」に則し、関連する各種個別計画とも連携を図りながら、次代を担う子どもを産み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための計画として策定します。

また、本計画は、国・県の子ども・子育て支援の関連計画と整合性のとれた計画として策定します。

## 3 計画の期間

本計画は、令和2～6年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
美浜町子ども・子育て支援事業計画									
					第2期美浜町子ども・子育て支援事業計画				

## 4 計画策定の体制と経緯

### (1) 計画の策定体制

#### [子ども・子育て会議の設置]

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体・機関や保護者の代表等により構成される「美浜町子ども・子育て会議」を設置し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

#### [アンケート調査の実施]

計画の策定に先立ち、美浜町における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前の子どもと小学生の保護者を対象とするアンケート調査を実施しました。

#### ① 調査の種類と実施方法

本計画においては、対象者別に次の2種類の調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象	調査期間	実施方法
就学前児童アンケート	町内の就学前児童 (0~5歳) の保護者全員	平成31年 3月11日~ 3月25日	郵送及び ひまわりこども園・ こじか保育園・ 松原小学校・ 和田小学校での 配布・回収
小学生アンケート	町内の就学児童 (小学1~6年生) の保護者全員		

#### ② 配布と回収状況

調査票の配布と回収の状況は次の通りです。

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	332票	172票	51.8%
小学生アンケート	348票	182票	52.3%

#### [パブリックコメントの実施]

住民の皆様から計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

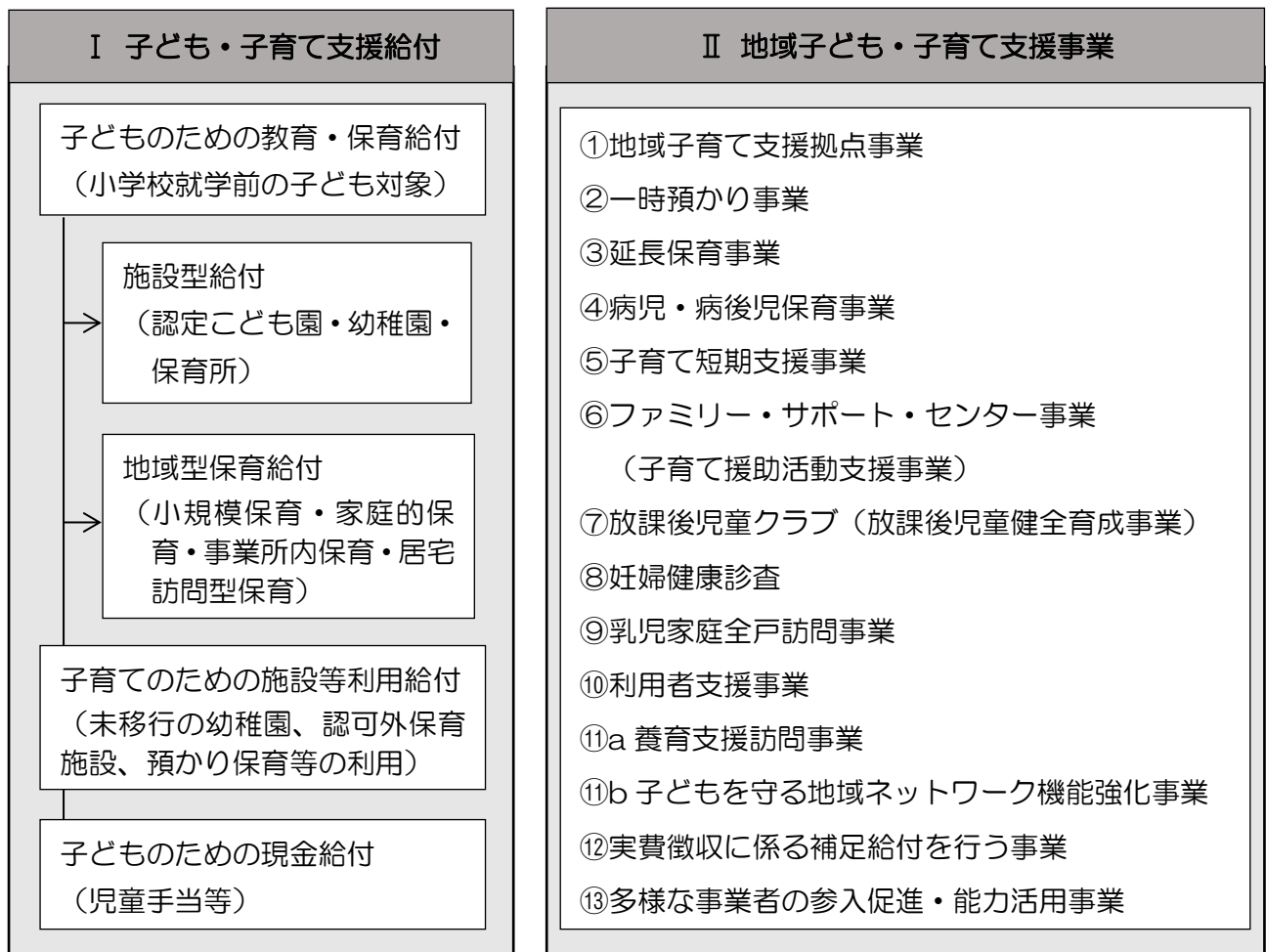
## 5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

### (1) 制度の概要

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援の新たな制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

また、教育・保育の無償化により、新たに施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

### 制度における給付・事業の全体像



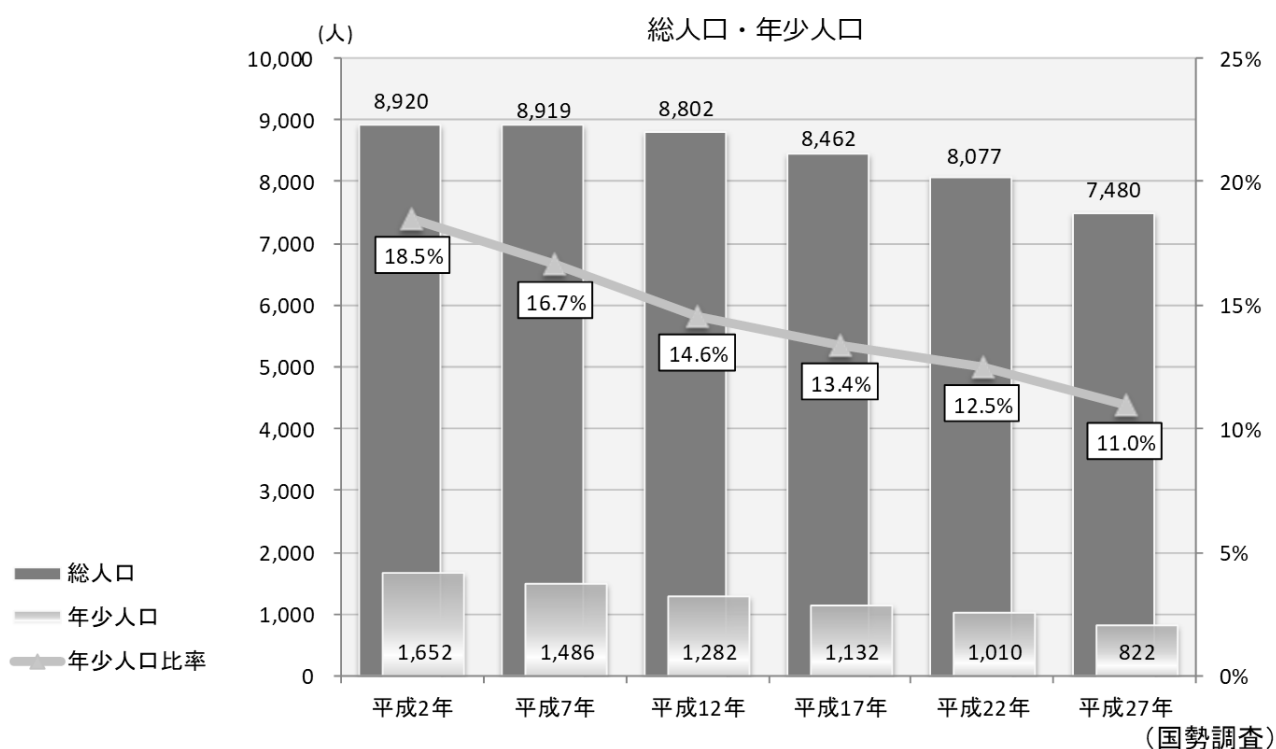
## 第2章 美浜町の子ども・子育てを取り巻く状況

### 1 統計データからみた人口・子ども人口の動向

#### (1) 総人口と年少人口の推移

総人口は一貫して減少傾向で推移しており、平成2年の8,920人から、平成27年には7,480人に減少しています。

また、年少人口（15歳未満）についても一貫して減少しており、平成2年の1,652人から平成27年には822人に減少しています。同様に総人口に占める年少人口比率についても、同期間に18.5%から11.0%へと、7.5ポイント減少しています。



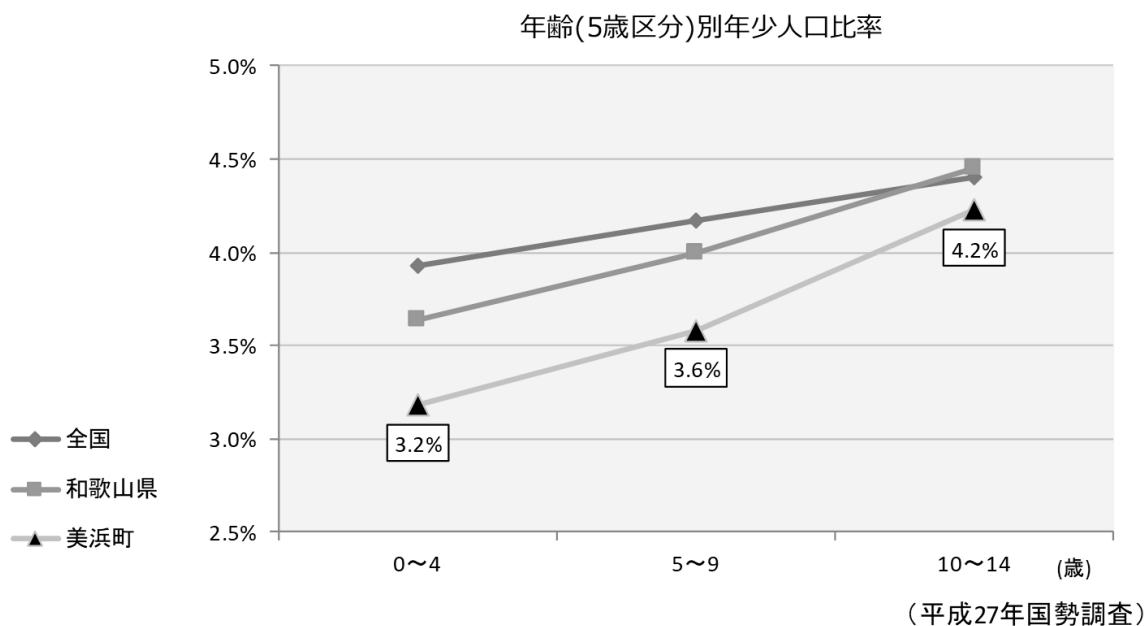
(人)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	8,920	8,919	8,802	8,462	8,077	7,480
年少人口	1,652	1,486	1,282	1,132	1,010	822
年少人口比率	18.5%	16.7%	14.6%	13.4%	12.5%	11.0%

## (2) 5歳区分別年少人口比率

年少人口（15歳未満）比率について5歳区分別にみると、10～14歳が4.2%（対総人口比率）、5～9歳が3.6%、0～4歳が3.2%となっており、徐々に出生数が減少していることがうかがえます。

全国や和歌山県の傾向と比較すると、美浜町ではより強い減少傾向を示していることがみとれます。



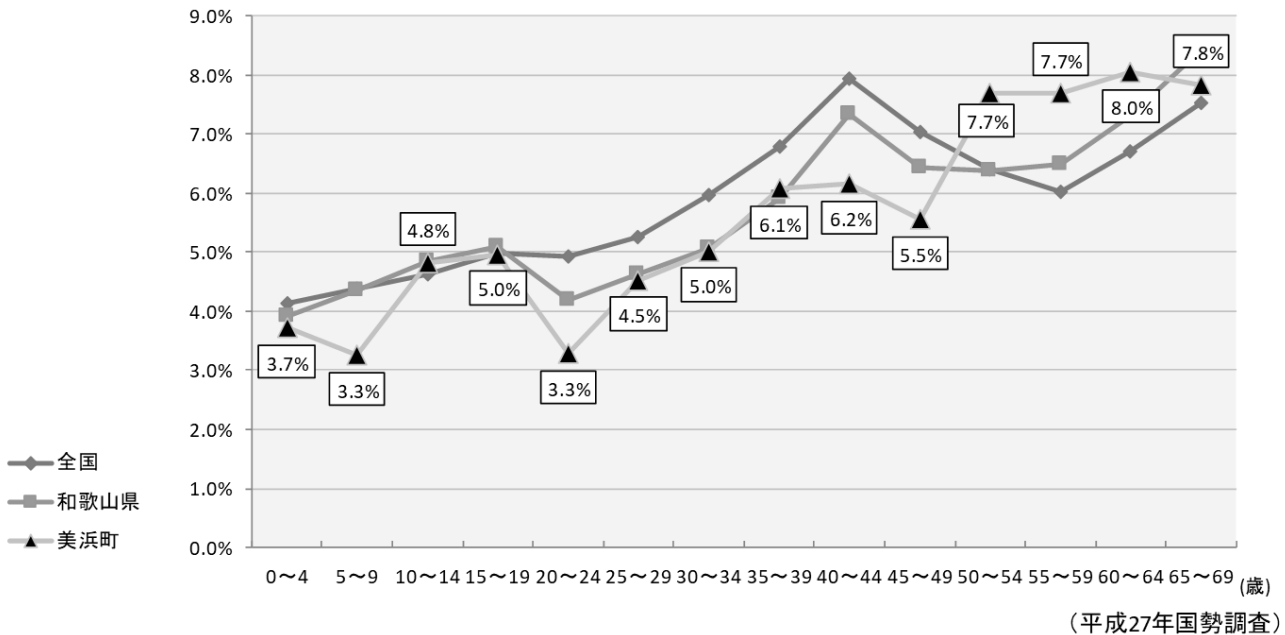


### (3) 性別・5歳区分別にみた人口比率

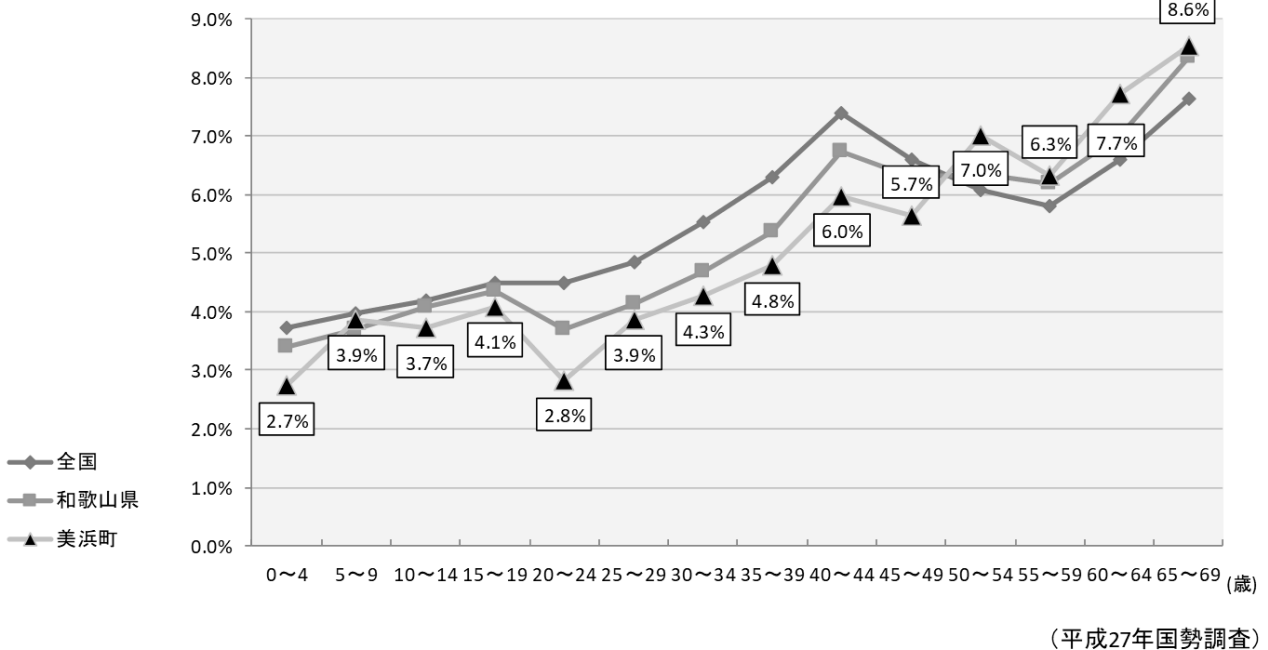
性別・5歳区分別に各年代の人口比率をみると、男女ともに20～24歳の人口比率が全国や和歌山県を大きく下回っています。

また、25～39歳の男性の人口比率は和歌山県と同じくらいであるのに対し、25～39歳の女性の人口比率は、和歌山県より低くなっています。

男性の年齢(5歳区分別)人口比率



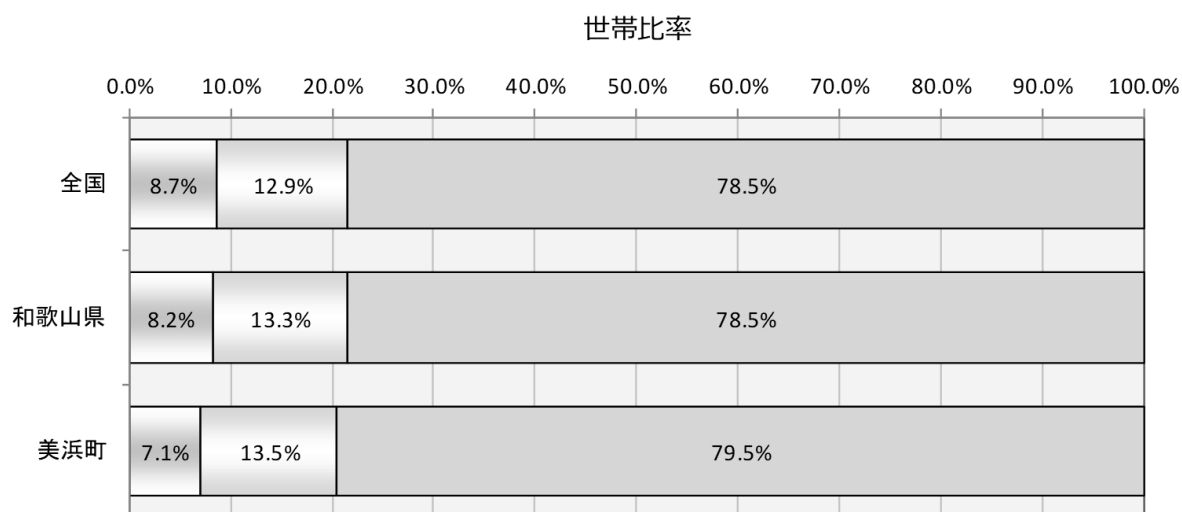
女性の年齢(5歳区分別)人口比率



#### (4) 世帯の状況

一般世帯数は2,949世帯で、このうち、「6歳未満親族のいる世帯」が208世帯(7.1%)、また、「6歳未満親族はいるが18歳未満親族のいる世帯」が397世帯(13.5%)となっています。

全国や和歌山県と比較すると、美浜町では「6歳未満親族のいる世帯」の比率が低くなっていますが、「6歳未満親族はいるが18歳未満親族のいる世帯」の比率は高くなっています。



□6歳未満親族のいる一般家庭 (平成27年国勢調査)

□6歳未満親族はいるが18歳未満親族のいる一般家庭

□その他の一般家庭

(世帯)

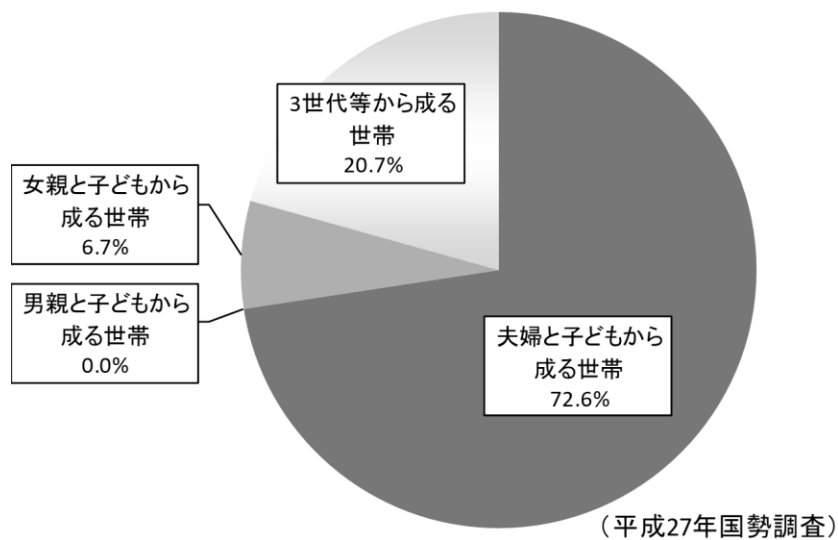
	美浜町	和歌山県	全国
6歳未満親族のいる一般世帯	208 7.1%	32,001 8.2%	4,617,373 8.7%
6歳未満親族はいるが18歳未満親族のいる一般世帯	397 13.5%	52,055 13.3%	6,854,477 12.9%
その他の一般世帯	2,344 79.5%	307,409 78.5%	41,859,947 78.5%
計	2,949	391,465	53,331,797

### (5) 6歳未満親族のいる世帯の状況

6歳未満の子どものいる世帯、208世帯のうち、夫婦と子どもから成る世帯は151世帯(72.6%)となっています。

これに、女親と子どもから成る世帯の14世帯(6.7%)を加えたいわゆる核家族が165世帯(79.3%)で、その他の3世代等から成る世帯は43世帯(20.7%)となっています。

6歳未満親族のいる一般家庭の世帯比率

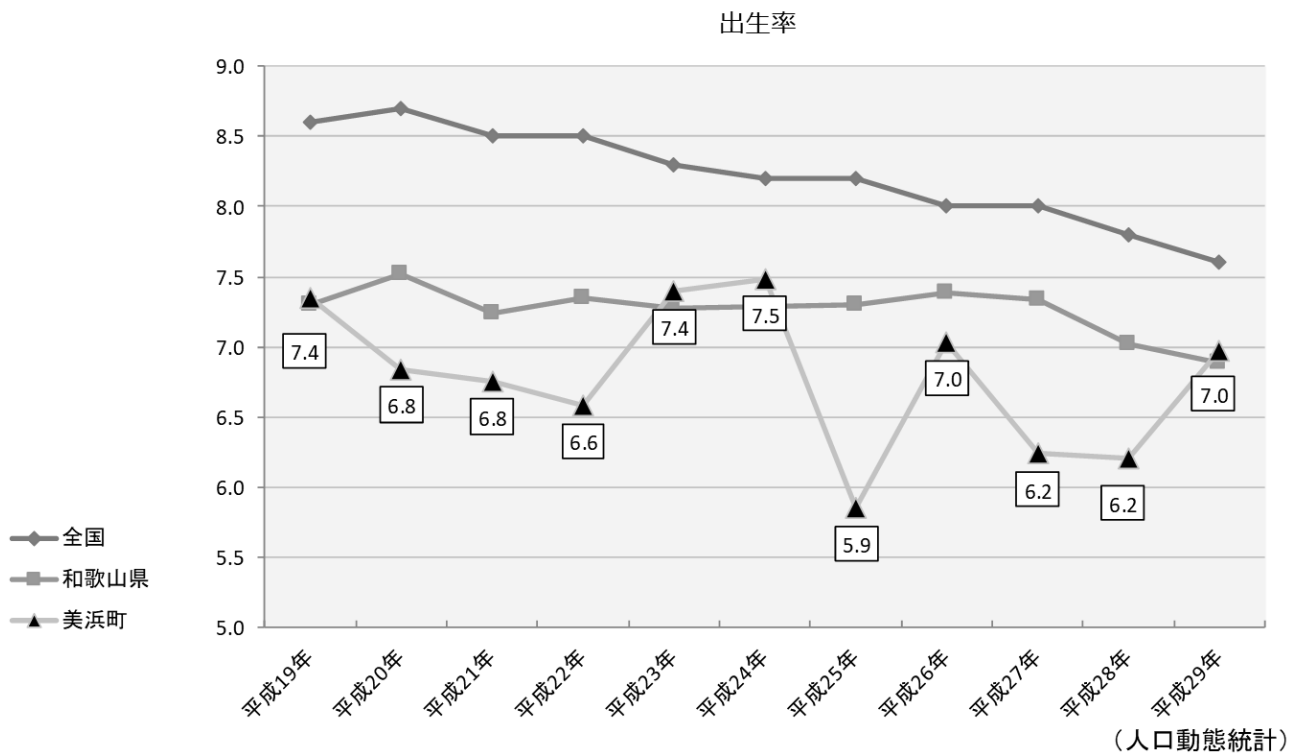


(世帯)

		美浜町	全国
6歳未満親族のいる一般世帯		208 100.0%	4,617,373 100.0%
核家族	夫婦と子どもから成る世帯	151 72.6%	3,758,477 81.4%
	男親と子どもから成る世帯	0 0.0%	11,404 0.2%
	女親と子どもから成る世帯	14 6.7%	209,979 4.5%
3世代等から成る世帯		43 20.7%	617,889 13.4%

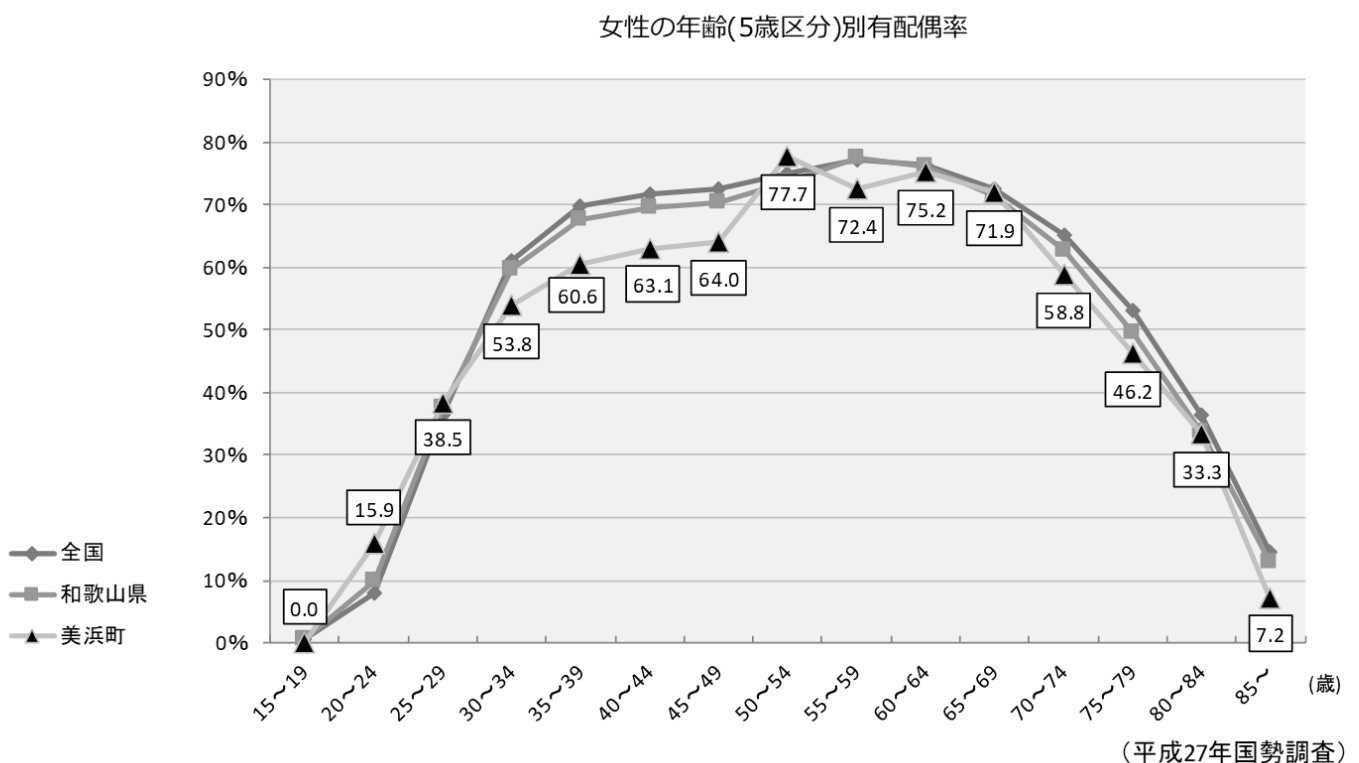
## (6) 出生率の推移

出生率（人口千人あたりの出生数）についてみると、美浜町は増減を繰り返して推移しており、平成29年で7.0となっています。また全国と比べると、一貫して低い出生率となっています。



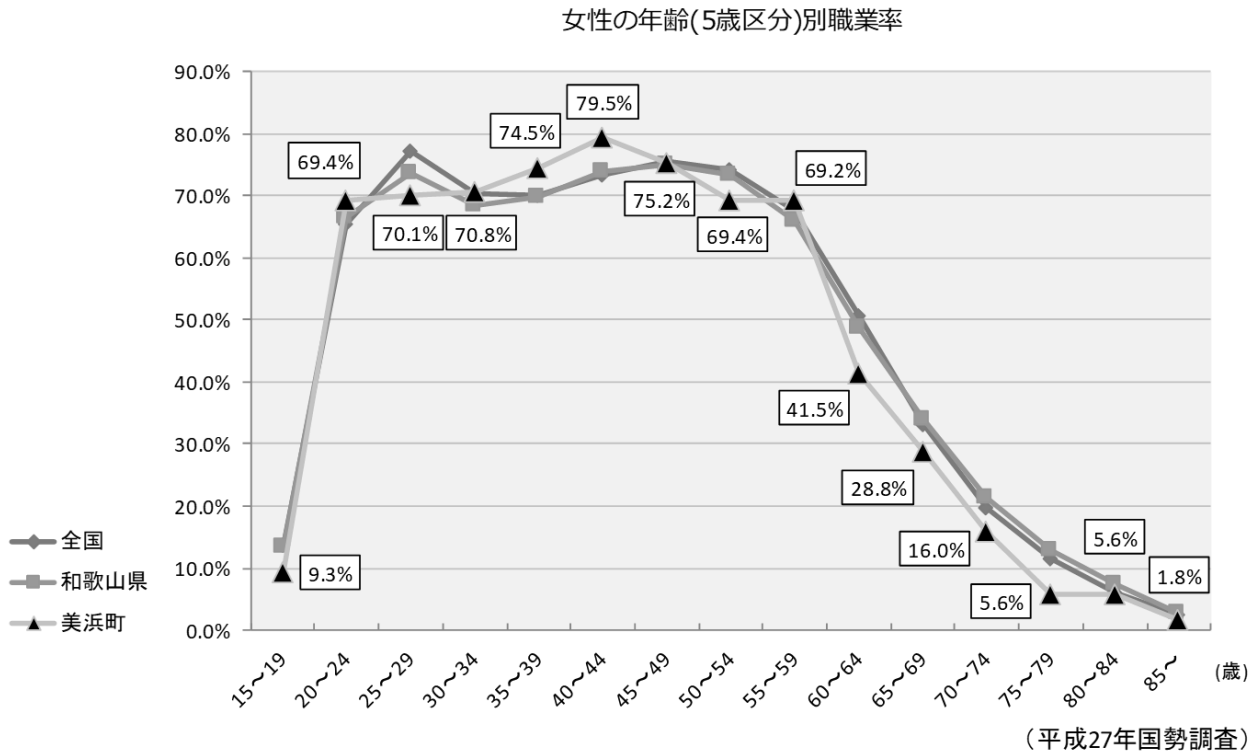
## (7) 女性の有配偶率

女性の有配偶率（配偶者のいる女性の比率）についてみると、30～49歳の有配偶率が全国や和歌山県に比べ低くなっています。



## (8) 女性の就業率

女性の就業率を年齢別にみると、35～44歳の就業率が全国や和歌山県に比べ高くなっています。



## (9) 障害者手帳所持者数

18歳未満の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数ともに大きな変動なく推移しています。

障害者手帳所持者数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
身体障害者手帳所持者(18歳未満)	4	4	4	3	3
療育手帳所持者(18歳未満)	10	10	12	12	12

(人)  
(美浜町調べ/各年度末現在)  
※平成31年度のみ6月末現在

## (10) 児童虐待等相談件数

児童虐待等相談件数は、平成30年度のみ4件となっています。

児童虐待等相談件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談対応件数合計	0	0	0	0	4
うち虐待に関する相談対応件数	0	0	0	0	4

(件)  
(美浜町調べ)

## 2 アンケートからみた子ども・子育てに関する実態と意向

調査の種類	調査の対象
就学前児童アンケート	町内の就学前児童（0～5歳）の保護者
小学生アンケート	町内の小学生（小学1～6年生）の保護者

- ◇ 文章中では、就学前児童アンケートを「就学前調査」、小学生アンケートを「小学生調査」と、簡略化して表記しています。
- ◇ タイトルの横に、質問形態を記載しています。

単数回答：「1つに○」など選択肢を1つ選ぶ質問形態

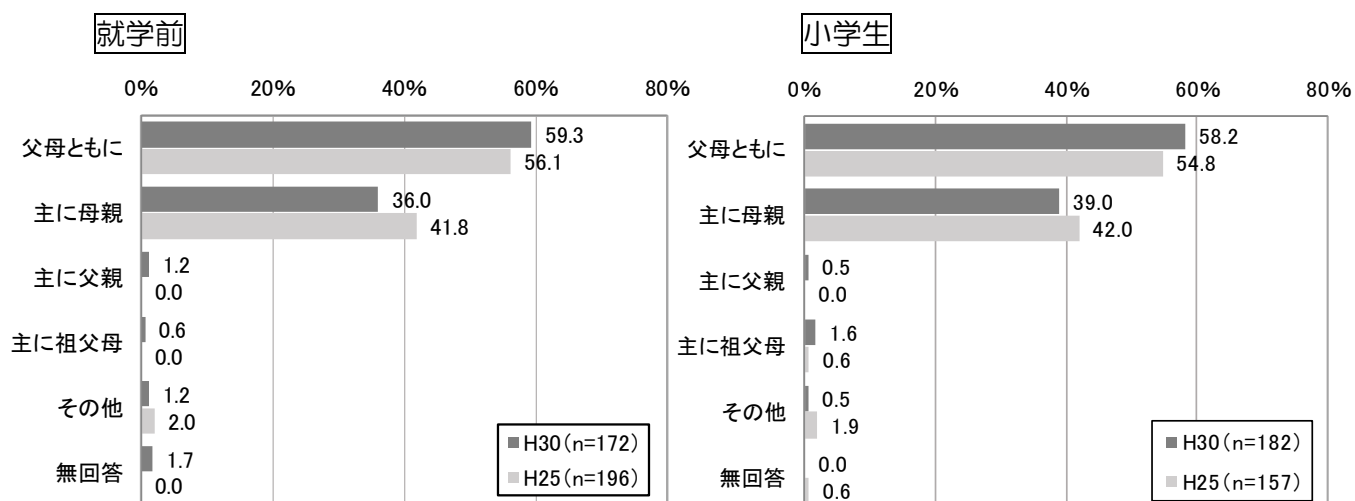
複数回答：「あてはまる番号すべてに○」など2つ以上の選択肢を選ぶ質問形態

- ◇ 各グラフの“n”は、当該設問に回答すべき方（回答対象者）の人数を示しています。
- ◇ 集計結果のグラフ・表における“無回答”は、当該設問への無回答のほか、回答規則違反（例えば、単数回答の設問における複数回答など）の件数（票数）を示しています。
- ◇ グラフ・表には、原則として各集計数の総回答対象者数に対する比率を表示しています。
- ◇ 集計は、小数点以下を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

### ① 子育てを主に行っている方（単数回答）

就学前・小学生調査ともに「父母ともに」が最も割合が高くなっています。

また、平成25年調査と比較すると、「父母ともに」は増加、「主に母親」は減少している傾向も、就学前・小学生調査で共通です。



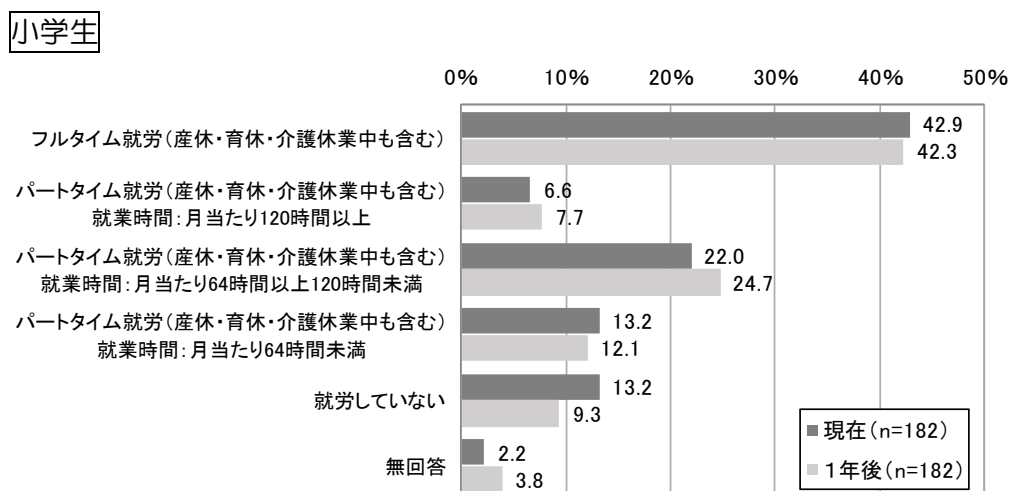
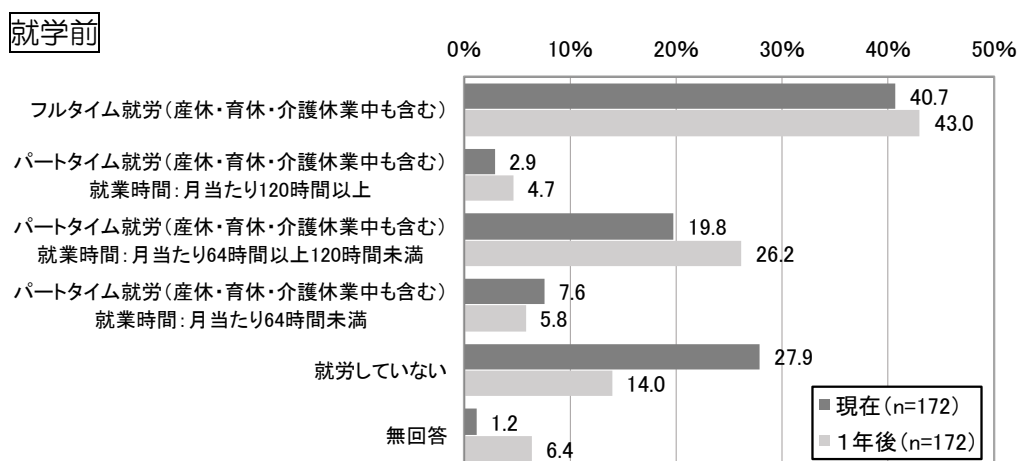
## ② 親の就労状況（単数回答）

### ■母親の就労状況

就学前・小学生調査ともに「フルタイム就労（産休・育休・介護休業中も含む）」が最も割合が高くなっています。

現在の就労状況と1年後の就労状況を比較すると、就学前の「就労していない」方の41.8%、小学生の「就労していない」方の33.3%が、1年後には就労する予定と回答しており、子どもの年齢が上がるにつれ、就労される方が増加していることがみてとれます。

実際に、就学前調査と小学生調査の「就労していない」の割合を比べると、小学生の方で低くなっています。



### ■父親の就労状況

父親の就労状況は、就学前・小学生調査ともにフルタイム就労がほとんどとなっています。（就学前 93.6%、小学生 82.4%）

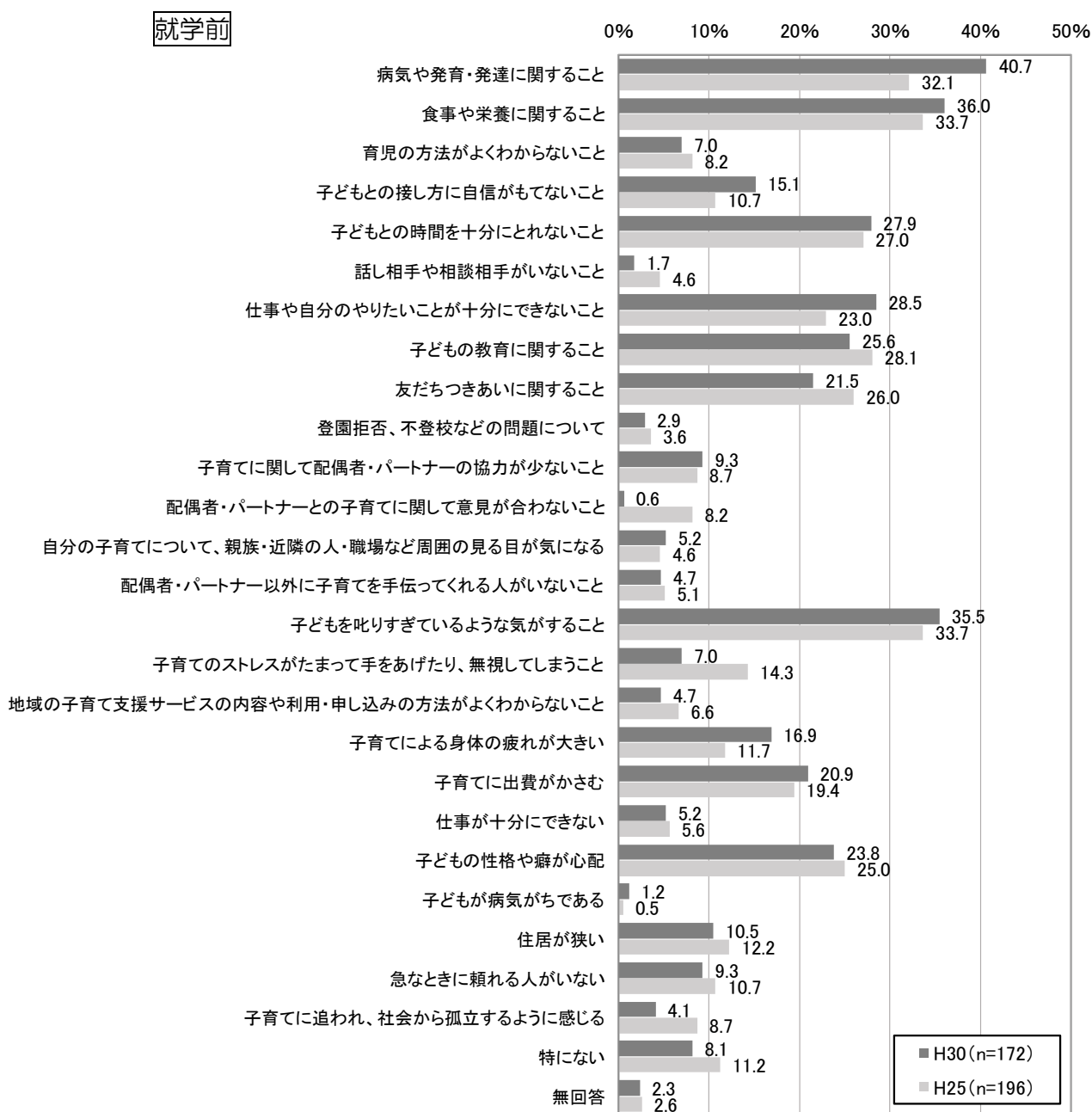
### ③ 子育てに関する悩み、気になること（複数回答）

就学前調査で割合が高かった項目は、順に「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がする」となっています。

小学生調査で多かった項目は、順に「子どもの教育に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がする」「友だちつきあいに関すること」となっています。

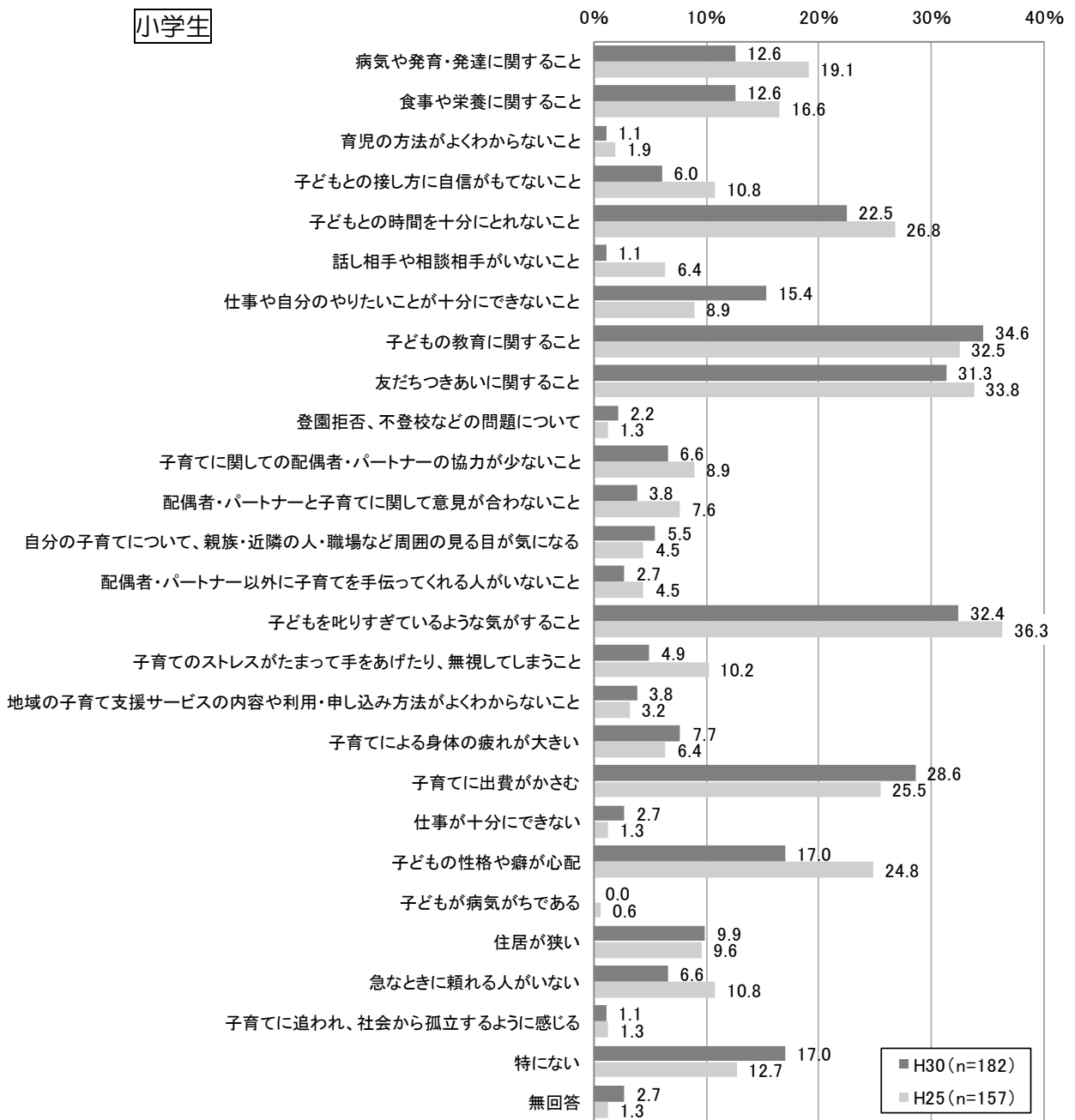
「子どもを叱りすぎているような気がする」とは、就学前・小学生調査でともに割合が高く、年齢問わず保護者の悩みとなっています。

また、平成 25 年調査と比較すると、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」が就学前・小学生調査でともに他と比べ大きく増加しています。





小学生

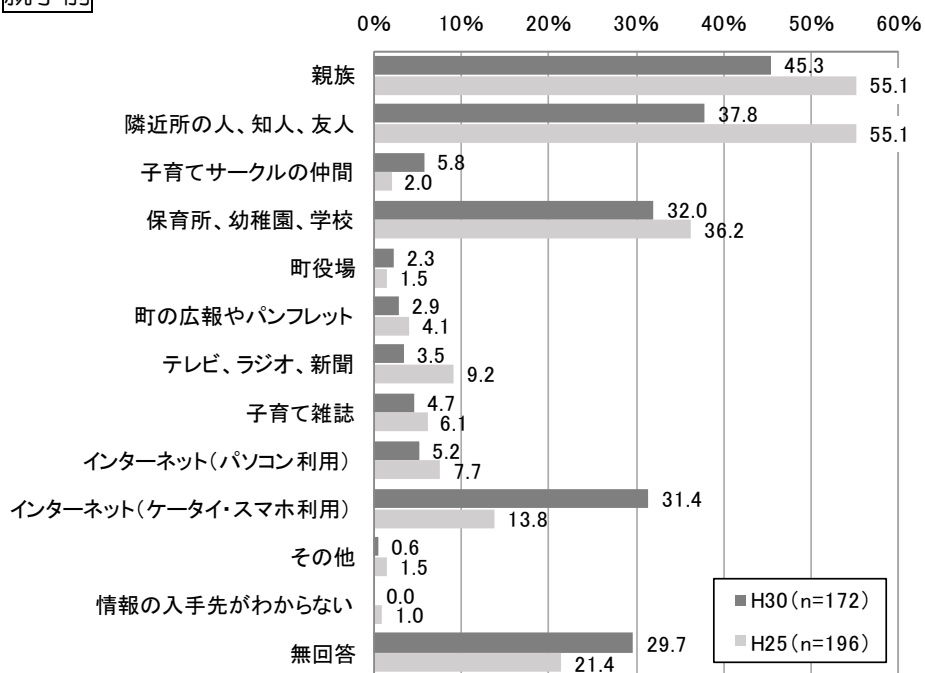


#### ④ 子育てに関する情報の入手先（複数回答）

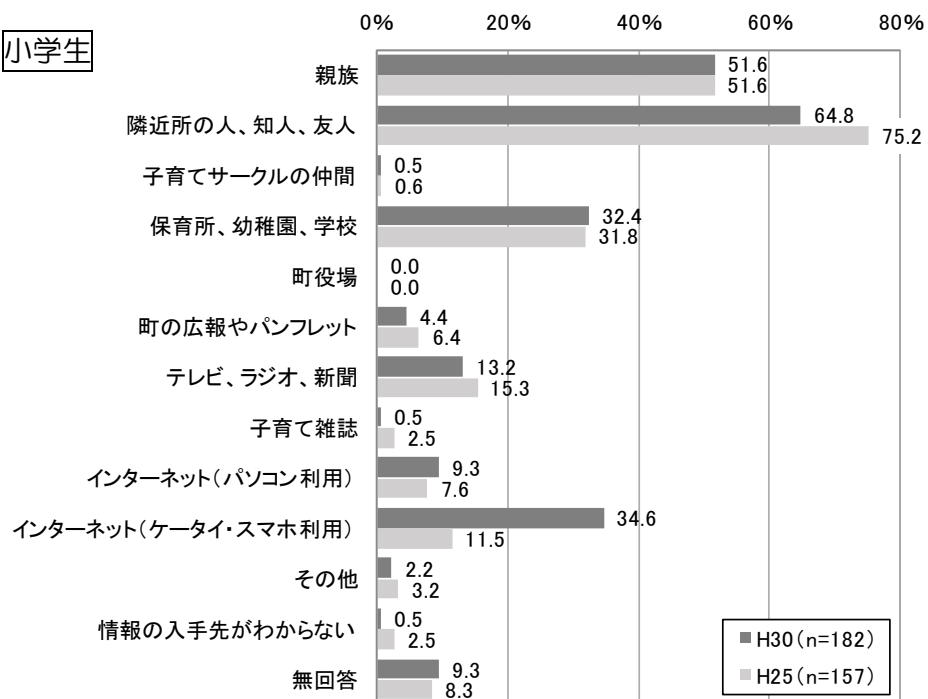
就学前調査では「親族」が最も割合が高く、小学生調査では「隣近所の人、知人、友人」が最も割合が高くなっています。

平成25年調査と比較すると、就学前・小学生調査ともに「インターネット（ケータイ・スマホ利用）」が大きく増加しています。

##### 就学前



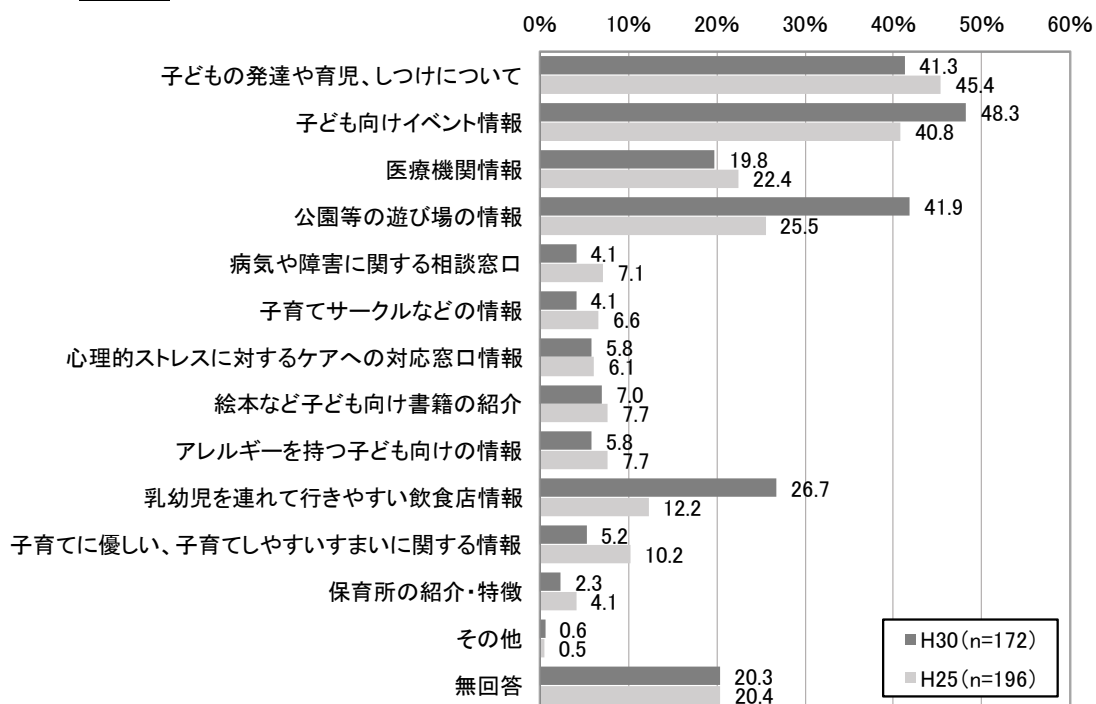
##### 小学生



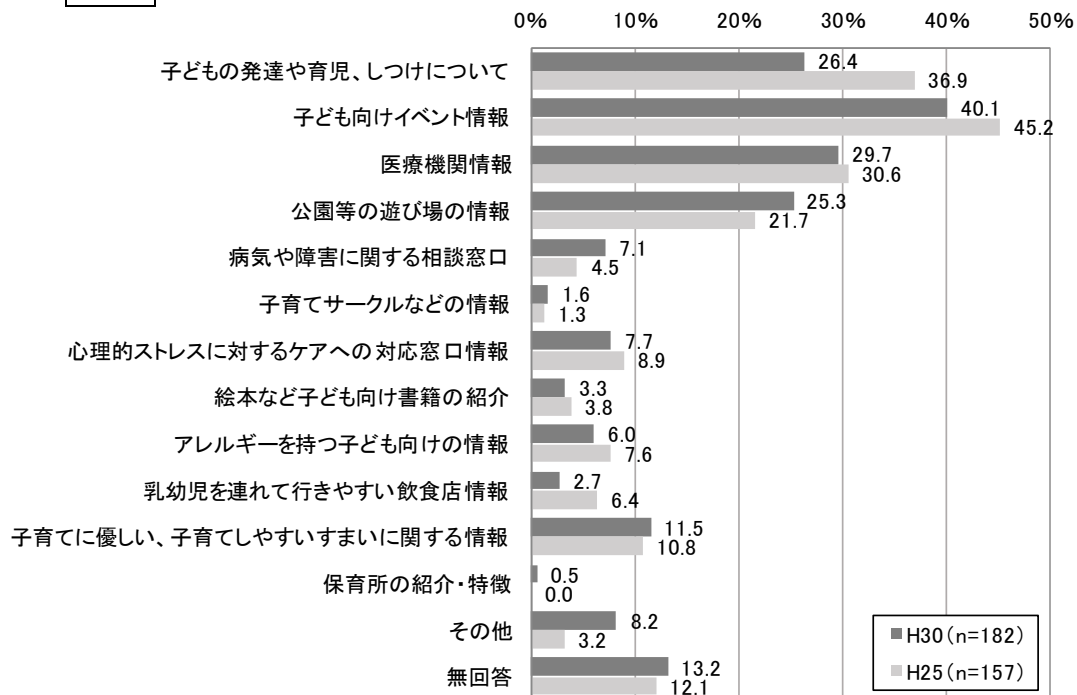
### ⑤ 希望する情報（複数回答）

就学前・小学生調査ともに「子ども向けイベント情報」が最も割合が高くなっています。平成25年調査と比較すると、「公園等の遊び場の情報」が就学前・小学生調査ともに、他と比べ大きく増加しています。

#### 就学前



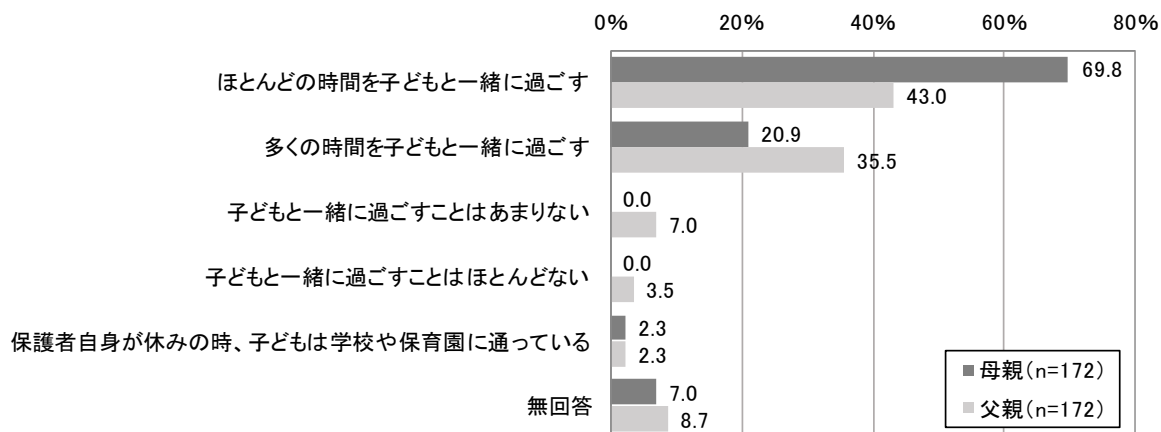
#### 小学生



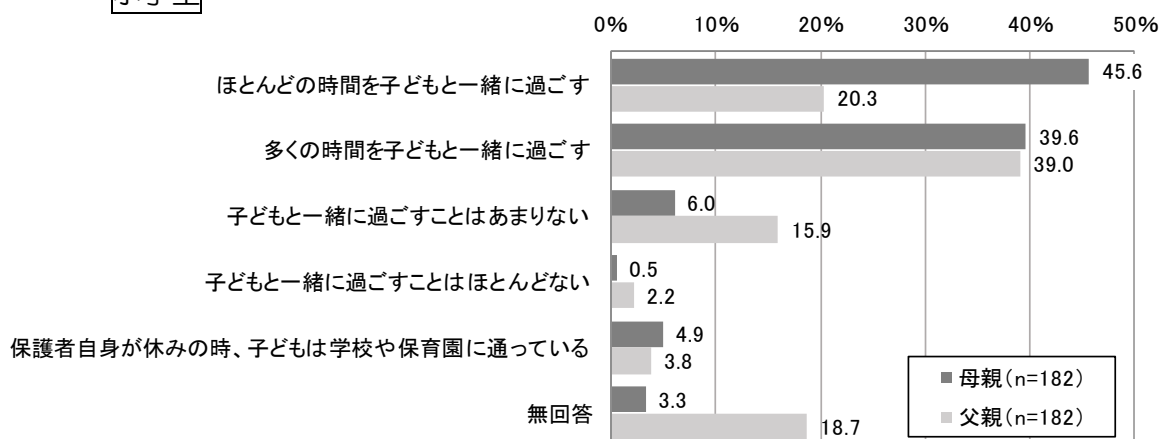
### ⑥ 保護者が休みの日の、子どもとの過ごし方（単数回答）

就学前調査では、母親、父親ともに「ほとんどの時間を子どもと一緒に過ごす」が最も割合が高くなっていますが、小学生調査では母親では「ほとんどの時間を子どもと一緒に過ごす」が、父親では「多くの時間を子どもと一緒に過ごす」が、最も割合が高くなっており、また、「ほとんどの時間を子どもと一緒に過ごす」の割合をみても、就学前調査と比べ小学生調査で割合が低くなっており、子どもの年齢が上がるにつれ、一緒にいる頻度は少なくなっている傾向がみられます。

#### 就学前



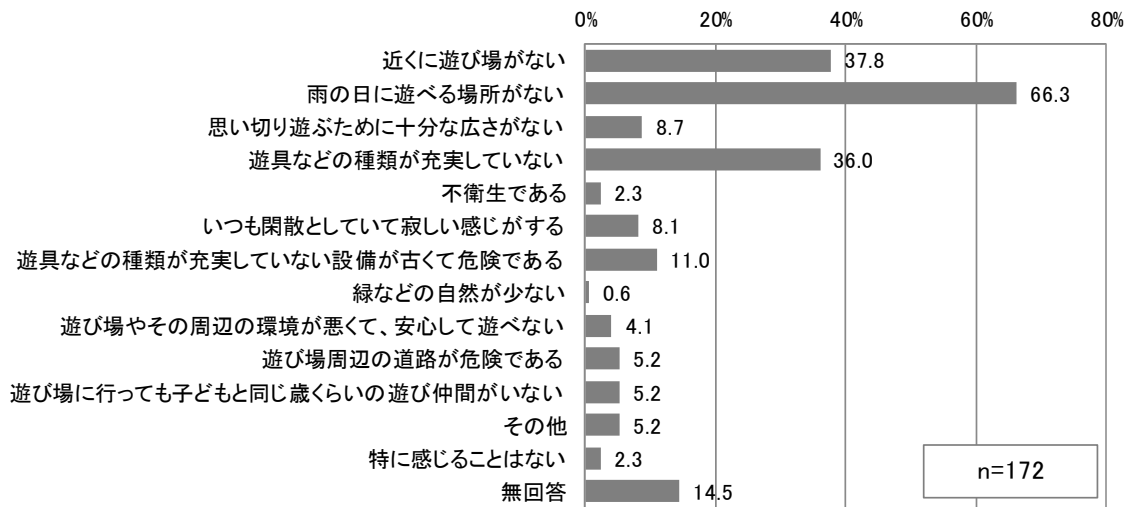
#### 小学生



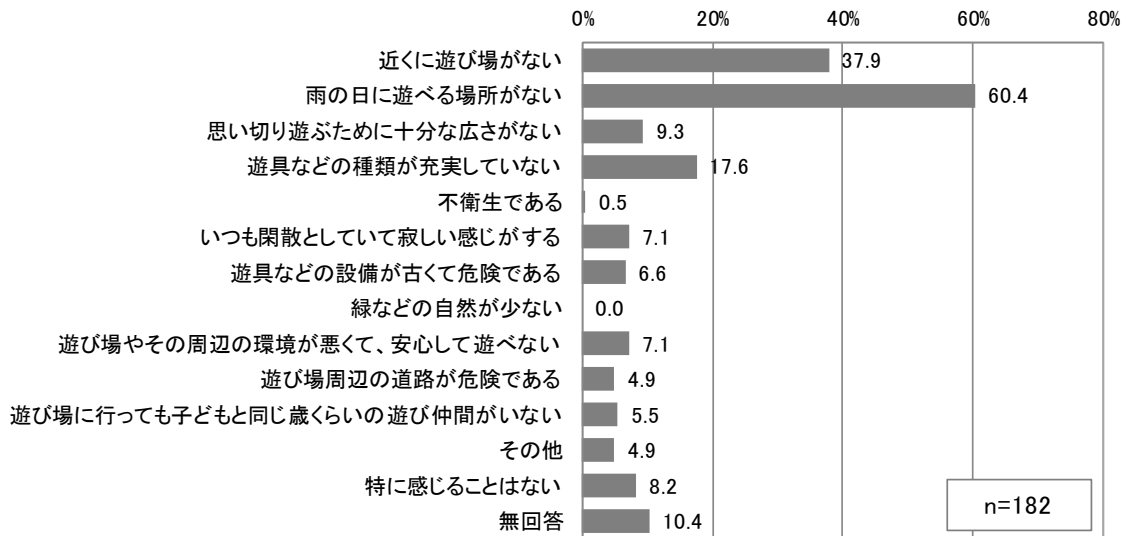
## ⑦ 遊び場について感じていること（複数回答）

就学前・小学生調査ともに「雨の日に遊べる場所がない」が最も割合が高くなっています。

### 就学前



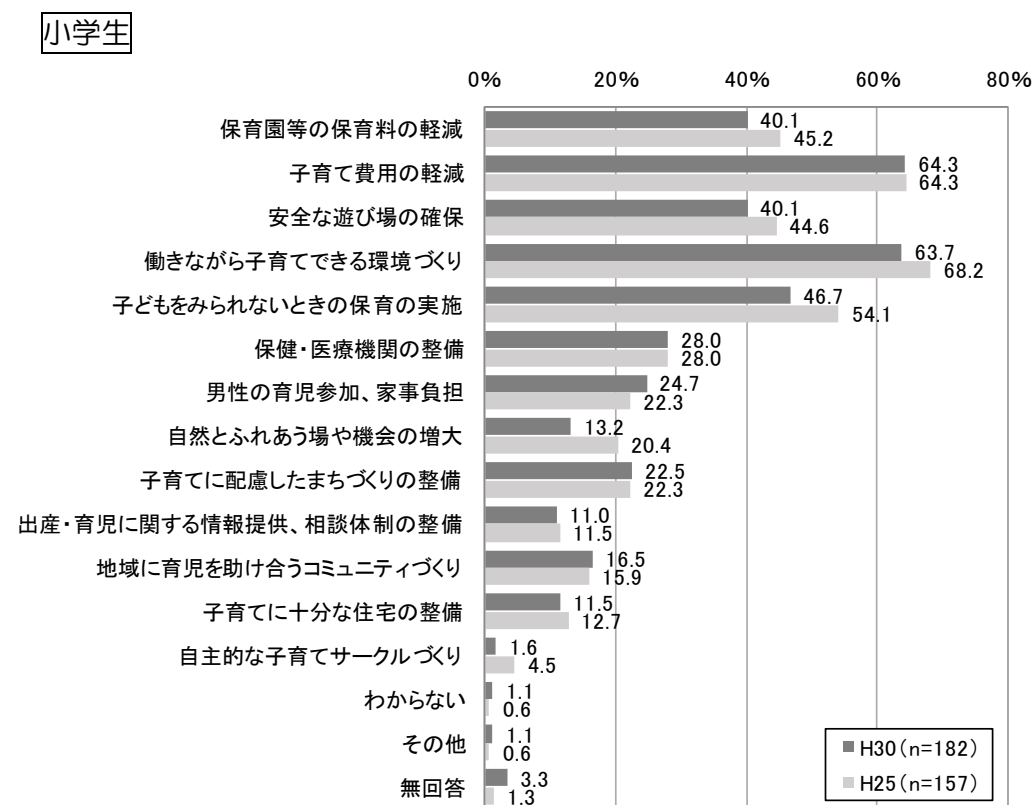
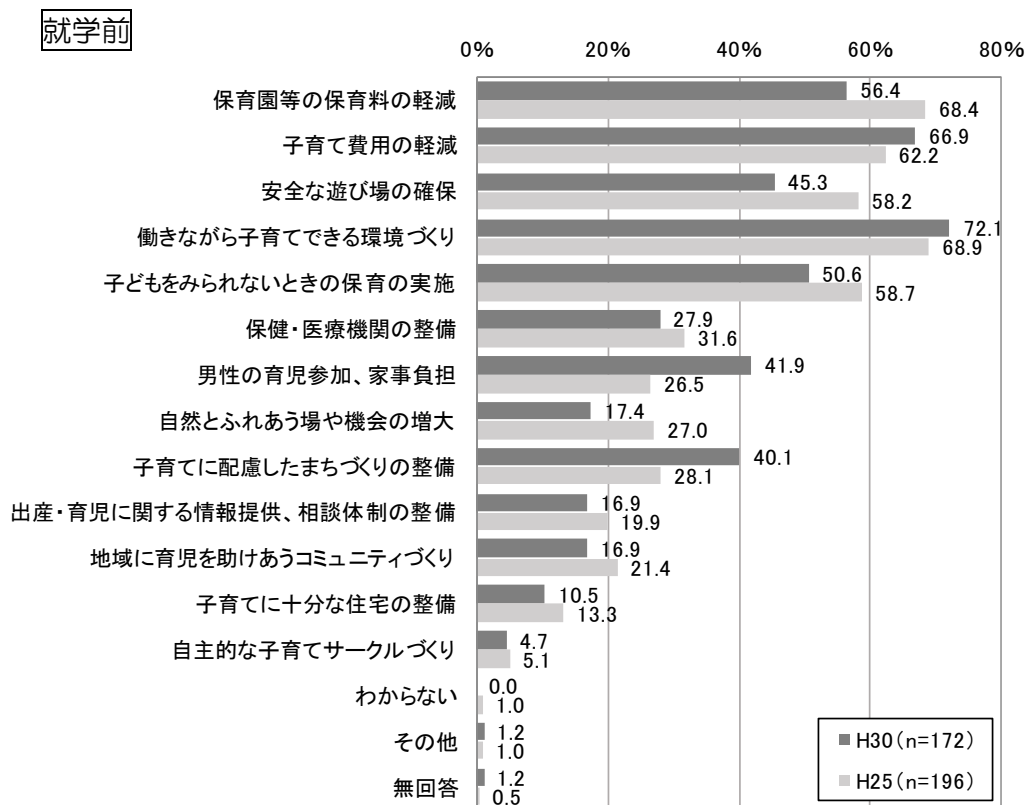
### 小学生



### ⑧ 出産や育児がしやすい社会になるために必要なこと（複数回答）

就学前調査と小学生調査で順番は異なりますが、「子育て費用の軽減」と「働きながら子育てできる環境づくり」の2つが割合として高い項目となっています。

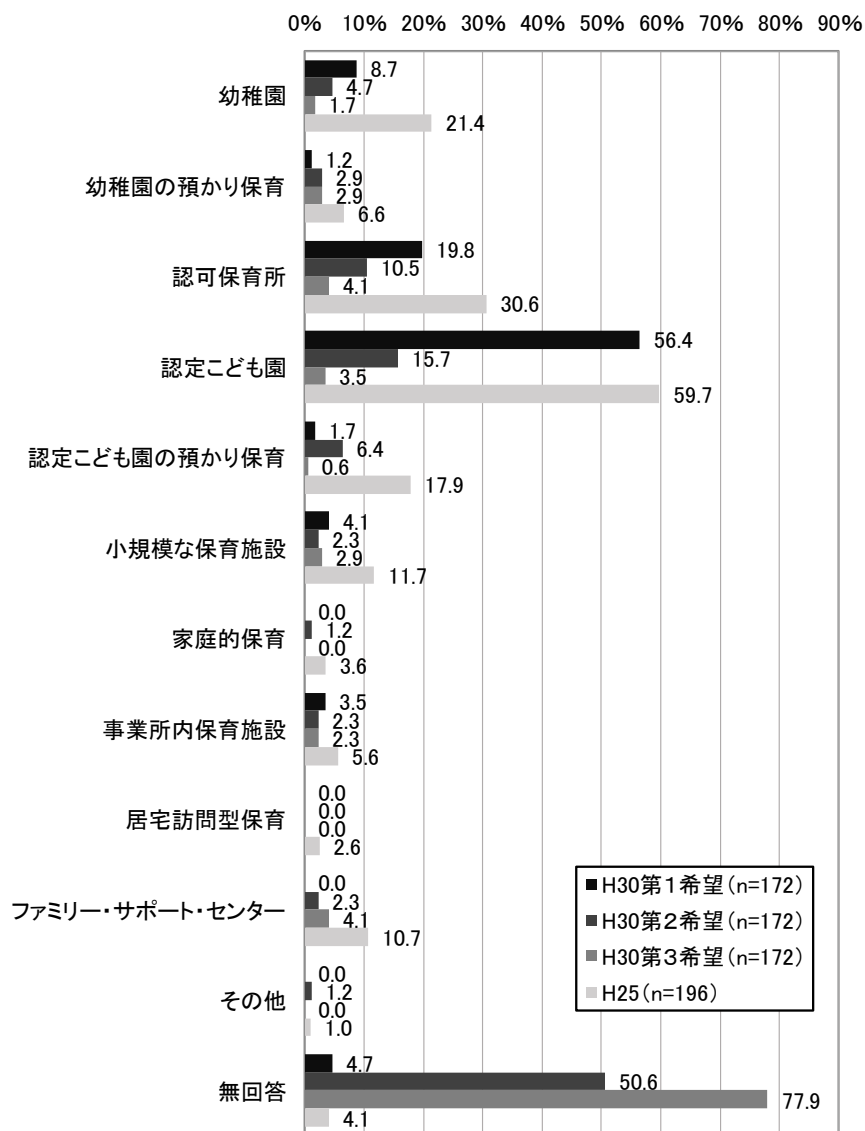
平成25年調査と比較すると、就学前調査で「男性の育児参加、家事負担」「子育てに配慮したまちづくりの整備」が他と比べ大きく増加しています。



◎定期利用したい事業（複数回答）（就学前調査から抜粋）

第1希望で利用したい事業は、「認定こども園」「認可保育所」「幼稚園」の割合が高くなっています。

現在の利用状況と比較すると、割合が高い順にみると「認定こども園」「認可保育所」は同様ですが、「幼稚園」より「事業所内保育施設」が高い状況となっています。



■参考：現在利用している事業の割合

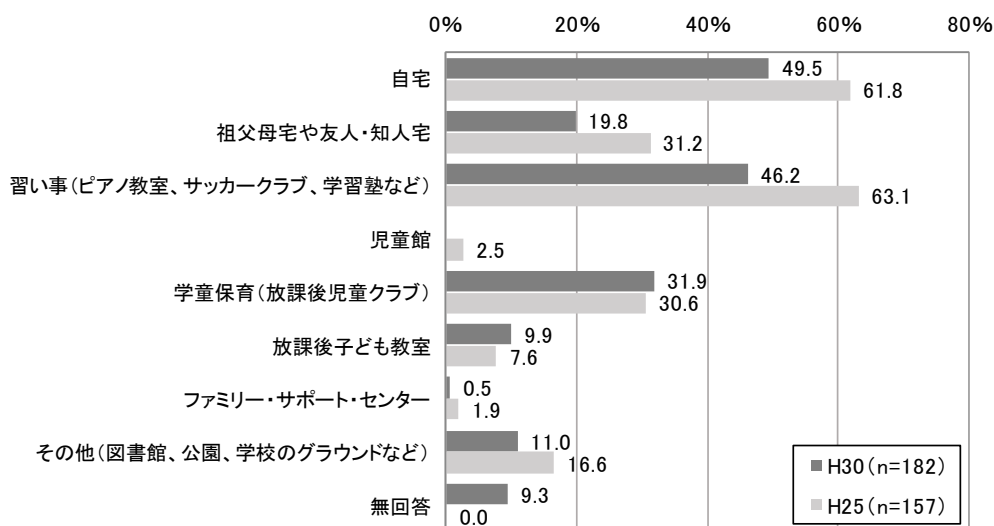
幼稚園	5.2%
幼稚園の預かり保育	0.0%
認可保育所	22.6%
認定こども園	57.4%
認定こども園の預かり保育	1.7%
事業所内保育施設	8.7%
その他	1.7%
無回答	2.6%

⑩ 放課後に過ごさせたい場所（複数回答）（小学生調査から抜粋）

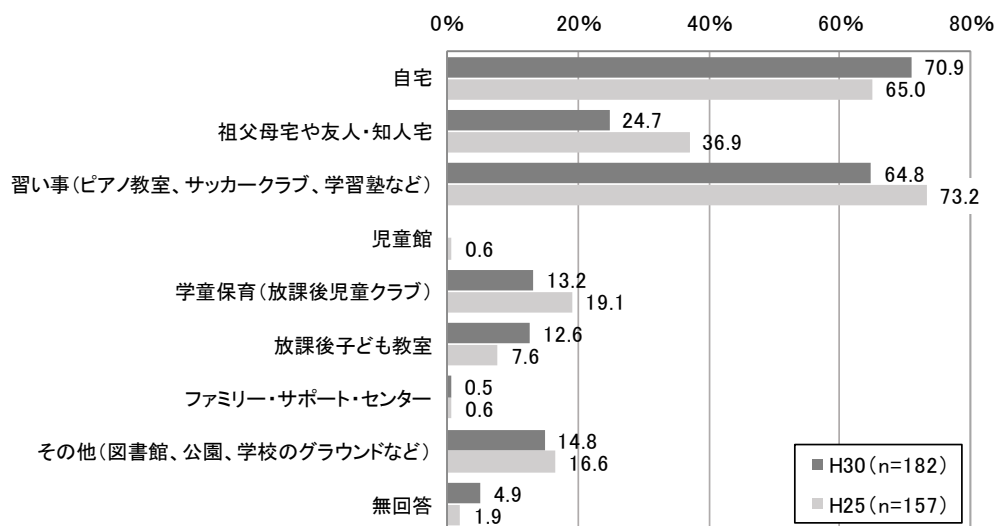
低学年・高学年ともに、「自宅」が最も割合が高くなっており、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」となっています。

高学年になると、上記の2つの割合がさらに高くなり、「学童保育（放課後児童クラブ）」の割合が低くなっています。

子どもが低学年の時に過ごさせたい場所



子どもが高学年の時に過ごさせたい場所





### 3 第1期計画事業の進捗評価

第1期計画における各施策の進捗状況について、担当課による評価を実施しました。それぞれの施策について、計画通り（3点）、概ね計画通り（2点）、実施していない（0点）で評価し、実施状況や今後施策を進めるにあたり課題となる部分について、整理しています。

1つの施策について、複数課が担当課となっている場合は、それぞれの評価を平均し、その施策の評価としています。

各施策についての進捗状況は以下の通りで、概ね計画通りの施策もあるものの、多くの施策で計画通り実施されており、子どもや子育て家庭に対する取り組みがしっかりと進められている状況です。

施策		評価
1 地域の子育て支援体制の充実		<b>3.0点/3.0点</b>
(1) 子育てを支援する取り組みの推進	計画通り	
(2) 地域での子育て支援活動の推進	計画通り	
(3) 保育サービスの充実	計画通り	
<p>悩みを相談し、必要な情報を得る場として、地域子育て支援センター事業をはじめ、ひまわりこども園、教育課で子育て情報の提供、相談窓口を設けています。また、子育てつどいのへやでは、毎月、「親子で遊ぼう」の事業開催や、「子育て相談日」を設け、地域での子育て支援活動を推進しています。</p> <p>保育サービスについては、乳児院と児童養護施設に事業を委託し、受入体制を整えるとともに、保育の質の向上に努めています。</p>		
2 親子の健康の確保・増進		<b>3.0点/3.0点</b>
(1) 親子が健康に過ごすための支援	計画通り	
(2) 食育の推進	計画通り	
(3) 思春期保健対策の推進	計画通り	
<p>親子の健康、子どもの健やかな成長のため、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援に努めています。また、令和元年12月から子育て世代包括支援センターの開設に伴い、今まで以上に妊産婦の支援体制を強化しています。</p> <p>思春期保健対策のための、地域との連携強化に努めています。また、思春期体験学習は乳児とのふれあいの場としても実施しています。</p>		

施策		評価
3 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の充実		<b>3.0 点 / 3.0 点</b>
(1) 学校の教育環境等の整備	計画通り	
(2) 体験・交流など子ども達の多様な活動の推進	計画通り	
(3) 家庭や地域の教育力の向上	計画通り	
<p>「生きる力」を育むことができるように、総合的な学習として栽培体験、田植え体験などを実施しています。</p> <p>図書館事業、自然ふれあい事業等を実施し、体験する場、ふれあう場、交流の場づくりを進めています。また、児童健全育成として非行防止研修会の開催も行っています。</p> <p>母親子どもクラブへの支援、11クラブ、ファミリースポーツ交流会、クリーン作戦など、各クラブで各種行事の開催をし、家庭や地域の教育力の向上に努めています。</p>		
4 子育てを支援する生活環境の向上		<b>2.3 点 / 3.0 点</b>
(1) 生活環境の向上	概ね計画通り	
(2) 交通安全活動の推進	計画通り	
(3) 子どもの安全の確保	概ね計画通り	
(4) 男女共同参画社会の推進	概ね計画通り	
<p>毎年7月に実施する通学路安全点検における、危険箇所への対策、安全確保のための協議、全般的なインフラ整備を実施し、生活環境の向上に努めています。</p> <p>県警、交通指導員による交通ルール教室や自転車教室などの実施、交通安全運動実施への街頭指導を行うなど、交通事故・犯罪等から子ども・子育て家庭の安全・安心に対する取り組みを進めています。</p> <p>また、男女共同参画社会の実現に向けては、ホームページでの情報周知、啓発等を行っています。</p>		
5 関わりが必要な親子への対応		<b>2.3 点 / 3.0 点</b>
(1) ひとり親家庭等の自立支援の推進	概ね計画通り	
(2) 児童虐待防止対策の充実	概ね計画通り	
(3) 障害児施策の充実	計画通り	
<p>ひとり親家庭の自立促進に向けた支援を実施しています。また、準要保護などで支援を実施しています。</p> <p>児童虐待防止に向けては、ポスターの掲示やリーフレットを備え付けるなどし、啓発を行うのと合わせ、要保護児童対策地域協議会における代表者会議、ケース会議を開催し、要保護児童に対応しています。</p> <p>障害等で支援が必要な子どもに対して、求める支援に対するサービスを提供しています。</p>		

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 子ども・子育てビジョン（基本理念）

前計画である「美浜町子ども・子育て支援事業計画」では、「もっとのびのび子どもが育つまち みはま」を子ども・子育てビジョン（基本理念）として、計画を推進してきました。

これは、子育ての第一義的責任は保護者であるという基本認識の下、町全体で子育ての意義について理解を深め、町が一体となって子育てに伴う喜びが実感できるような環境づくりをめざした子ども・子育てビジョンです。

「美浜町子ども・子育て支援事業計画」との連続性並びに整合性を維持するため、また、近年の少子化の急速な進行や、子育て家庭・保護者の孤立化等といった問題に対応するため、町全体で子育てをする美浜町の子ども・子育てビジョンとして、本計画では「もっとのびのび子どもが育つまち みはま」を継承し、子ども・子育て家庭等に対する支援を進めていきます。



## もっとのびのび子どもが育つまち みはま



### 2 基本目標（計画推進の視点）

本計画の基本理念『もっとのびのび子どもが育つまち みはま』の実現に向けて、以下の5つの基本目標を設定し、5つの柱を基本にした総合的な施策の推進を図ります。

#### (1) 地域の子育て支援体制の充実

子育て支援サービスや保育サービスの充実、地域の子育て支援ネットワークづくり、子どもの居場所づくり、相談・情報提供体制の整備など、美浜町における子育てを支援し、子育て家庭が子どもを安心して育てることができるよう、子どもの成長と子育てを支援するサービスの充実をめざします。

#### (2) 親子の健康の確保・増進

親子の健康が確保され、子どもが心身ともに健康で、健やかに生まれ育つように、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら、母子保健事業を展開します。また、乳幼児から思春期の発達段階に応じた望ましい生活習慣が身につけられるように、食育や思春期保健対策を推進します。

### (3) 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の充実

子どもが育つ力を伸ばし、育っていくように、学校教育の推進、子ども達の多様な体験機会の拡充を図り、子どもの生きる力の育成をめざします。また、家庭を中心に学校・地域が子どもの育ちを応援できるように、家庭教育と家庭や地域の教育力を高めるための取り組みを推進します。

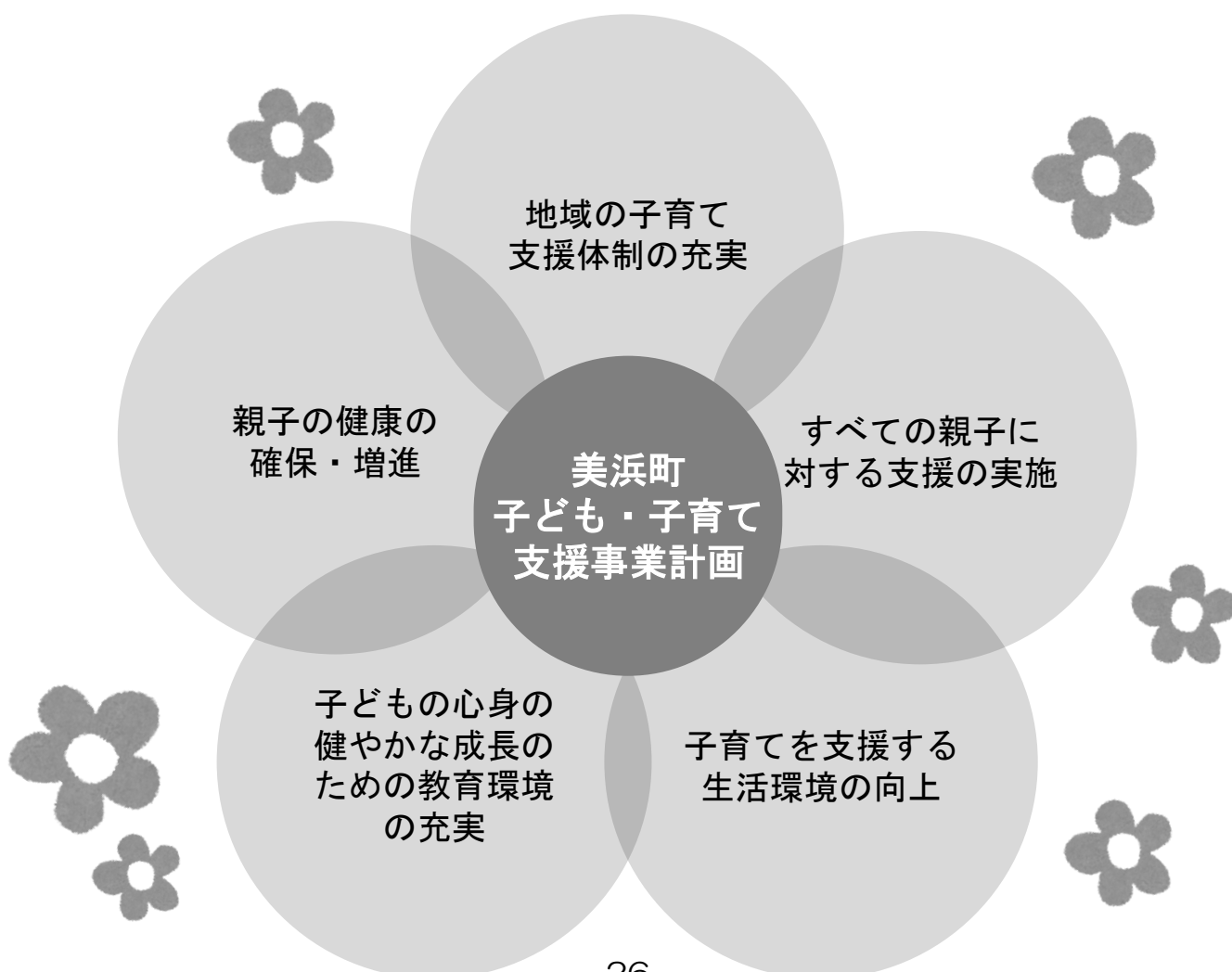
### (4) 子育てを支援する生活環境の向上

子どもを事故や犯罪などの被害から守るために、子どもに安全な環境を地域ぐるみで協力してつくり、地域における安全で安心できる暮らしを守る取り組みを推進します。また、子ども及び子育て家庭を含め、すべての町民が安全で快適な環境の中で暮らしていけるように、まちづくり・住環境・道路交通環境などの充実を図っていきます。

共働き世帯が増える中、親が子どもに向き合い、子育てを家庭で協力して取り組み、仕事と家庭生活等の調和を図りながら暮らせるように、就業環境の向上、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを推進します。

### (5) すべての親子に対する支援の実施

子どもが一人の人間として尊厳を保持し続けられるように、関わりや支援が必要な親子も含めすべての親子が地域で育ち、のびのび暮らすための支援の実施に取り組みます。



### 3 施策の体系

子ども・子育てビジョン（基本理念）並びにその実現に向けた基本目標等について、体系化すると次の通りです。

基本理念	基本目標	基本施策
もこっこのびのびのびんどもが育つまちみはま	地域の子育て支援体制の充実	子育てを支援する取り組みの推進
		地域での子育て支援活動の推進
		保育サービスの充実
	親子の健康の確保・増進	親子が健康に過ごすための支援
		食育の推進
		思春期保健対策の推進
	子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の充実	学校の教育環境等の整備
		体験・交流など子ども達の多様な活動の推進
		家庭や地域の教育力の向上
	子育てを支援する生活環境の向上	生活環境の向上
		交通安全活動の推進
		子どもの安全の確保
		男女共同参画社会の推進
	すべての親子に対する支援の実施	ひとり親家庭等の自立支援の推進
		児童虐待防止対策の充実
配慮を必要とする児童への施策の充実		

## 4 事業内容

### 1 地域の子育て支援体制の充実

#### 【アンケート調査における主な意見】



- いつでも気軽に相談できる場所があると良い。また、そういった情報提供があればうれしい。
- 経済的な負担を少しでも助けてもらえたらありがたい。
- つどいのへやに参加できる方を広げられるといい。
- 仕事に復帰できるような、預かり体制を整備してほしい。

#### 【今後の方向性】

- 相談体制の整備、情報提供の充実等、子育てに係る総合的な支援を推進します。
- つどいのへやをはじめとした集まりの場等の地域における子育て支援を推進します。
- 保育サービスの充実と保育の質の向上に向けて取り組みを進めます。

#### (1) 子育てを支援する取り組みの推進

具体的な取り組み・事業	
子育てつどいのへややひまわりこども園、町役場等をはじめとする場所での子育て相談・情報提供体制の充実に努め、身近なところで悩みを相談したり、必要な情報が得られるよう、子育て支援に取り組みます。	
施策・事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・子育て情報の提供</li><li>・地域子育て支援センター事業「子育てつどいのへや」</li><li>・子育て支援相談窓口の充実</li><li>・子育ての経済支援の推進</li></ul>

#### (2) 地域での子育て支援活動の推進

具体的な取り組み・事業	
子育てつどいのへやにおける保護者同士の交流促進、子育てグループづくりへの支援、子育てつどいのへやでの集まる場づくり等、地域での子育て支援活動を推進し、地域との交流の充実に努めます。	
施策・事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域子育て支援センターで集まる場づくり</li><li>・交流活動の充実</li><li>・自主活動グループの育成</li></ul>

### (3) 保育サービスの充実

具体的な取り組み・事業	
子育て家庭が安心して子どもを預けられるよう、様々な保育サービスの実施を推進するとともに、子ども達が保育施設で安全に健やかに過ごせるように、保育の質の向上に努めます。	
<b>施策・事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常保育</li> <li>・延長保育</li> <li>・一時保育</li> <li>・子育て支援短期利用事業の実施</li> <li>・民間保育施設との連携</li> <li>・保育の質の向上</li> <li>・放課後児童健全育成事業（学童クラブ）</li> </ul>

## 2 親子の健康の確保・増進

### 【アンケート調査における主な意見】



- 健診の際に時間がかかるので、子どもを退屈させないようにしてほしい。おもちゃとか。
- アレルギー対応は重要なのでしっかりと行ってほしい。
- 医療機関の情報を手に入れるのが大変。一覧で情報がほしい。

### 【今後の方向性】

- 親子の健康の確保・増進に向け、切れ目ない支援を継続して行います。
- 食育を推進し、食事や正しい食習慣の大切さについて周知します。
- 健康に関する啓発を進め、思春期保健対策に取り組みます。

### (1) 親子が健康に過ごすための支援

具体的な取り組み・事業	
親子の健康を確保・増進し、子どもの心身の健やかな成長を図るため、きめ細やかな対応に努め、妊娠期から子育て期にかけての切れ目ない支援を実施します。また、学校保健との連携強化を図ります。	
<b>施策・事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊治療費助成事業</li> <li>・子育て世代包括支援センター</li> <li>・母子手帳交付、面接</li> <li>・妊婦健康診査</li> <li>・マタニティ相談</li> </ul>

<b>施策・事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦訪問指導</li> <li>・赤ちゃん誕生祝金</li> <li>・新生児聴覚検査助成</li> <li>・出生届出時面接</li> <li>・新生児訪問指導</li> <li>・乳児全戸訪問事業</li> <li>・産後ケア</li> <li>・乳幼児健康診査</li> <li>・予防接種</li> <li>・保護者の育児不安の軽減、健診後のフォロー</li> <li>・発達相談</li> <li>・学校保健の推進</li> <li>・事故防止・救急体制の推進</li> </ul>
--------------	---

## (2) 食育の推進

<b>具体的な取り組み・事業</b>	
親子がともに、食事の大切さを知り、望ましい食習慣が身につけられるよう事業を実施します。また、地域と連携した食育活動についても推進していきます。	
<b>施策・事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育活動</li> <li>・離乳食教室</li> <li>・食生活改善推進員・母子保健推進員の活動</li> </ul>

## (3) 思春期保健対策の推進

<b>具体的な取り組み・事業</b>	
思春期体験学習は乳児とのふれあいの場として実施しており、引き続き事業を実施します。また、性教育の推進や未成年の喫煙・飲酒、薬物乱用の防止、心身の悩み相談などについて、学校・健康推進課で連携を図りながら取り組みます。	
<b>施策・事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期体験学習</li> <li>・健康に関する啓発活動</li> </ul>

※以上の事業は、美浜町子ども・子育て支援事業計画に基づき、美浜町母子保健計画～健やか親子21～として、事業を行っています。



### 3 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の充実

#### 【アンケート調査における主な意見】



- 学校の放課後学習などで、学力を上げる取り組みを実施してほしい。
- 子どもの自然や色々な興味を刺激するような授業、イベントを考えて頂きたい。
- ノーメディア Day の取り組みは良いと思う。

#### 【今後の方向性】

- 学校の教育環境を整備し、児童生徒の健やかな成長を支援します。
- 子ども達の遊び・体験を支援し、多様な活動を推進します。
- 家庭や地域における教育力向上に向けた取り組みを行います。

#### (1) 学校の教育環境等の整備

具体的な取り組み・事業	
<p>総合学習や外国語に関する学習等の様々な教育や、きめ細やかな指導を通じて、児童生徒が心身ともに健やかに成長できるよう努めます。また、家庭や地域との連携・協力を図りながら、身近で信頼できる地域に根ざした学校となるように取り組んでいきます。</p>	
<b>施策・事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会</li> <li>・地域に開かれた学校づくりの推進</li> <li>・学力の向上の取り組み</li> <li>・総合的な学習に対する補助</li> <li>・外国語青年の招致</li> <li>・ふるさと教育</li> <li>・体力づくり・スポーツ活動の支援</li> <li>・学校給食</li> </ul>

#### (2) 体験・交流など子ども達の多様な活動の推進

具体的な取り組み・事業	
<p>児童健全育成を推進していくため、子どもの遊び場を確保し、子ども達がいつでも楽しく、安全に遊び・活動できる場の充実を図ります。また、公民館・図書館事業や自然ふれあい事業等子ども達が親や地域の人と一緒に体験する場、ふれあう場、交流の場づくりを進めます。</p>	
<b>施策・事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの遊び場の確保</li> <li>・公民館・図書館事業</li> <li>・学校開放事業</li> <li>・自然ふれあい事業</li> <li>・世代間交流活動</li> </ul>

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

具体的な取り組み・事業	
自ら主体的に判断して行動する問題解決能力や思いやりの心などの豊かな人間性が育まれるよう、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、母親子どもクラブ等の地域活動・クラブ活動への支援を行います。	
施策・事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育</li> <li>・ひまわりこども園・小学校との連携</li> <li>・子ども・教育に関する地域での講演会</li> <li>・地域活動・クラブ活動等の支援</li> </ul>

## 4 子育てを支援する生活環境の向上

### 【アンケート調査における主な意見】



- 通園・通学の道が狭く、危険。ガードレールなどの整備をお願いしたい。
- 地震・津波対策は重要。定期的な講習等が必要だと思う。
- 外灯がない場所があり、夜は真っ暗。ライトが無いと歩けない。

### 【今後の方向性】

- 安全・安心に外出できるように、生活環境の向上に努めます。
- 交通ルール教室等、交通安全活動を推進します。
- 見守り活動等に引き続き取り組み、子どもの安全を守ります。
- 男女共同参画社会の実現に向け、取り組みを進めます。

### (1) 生活環境の向上

具体的な取り組み・事業	
子どもや妊産婦、乳幼児連れ等、すべての人が安心して外出できるように、バリアフリー化、福祉的配慮のある整備等、生活環境の向上に努めます。また、通学路に関しては毎年点検を行い、児童生徒が安心して通学できる環境を整えます。	
施策・事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境・道路環境の充実、通学路の整備</li> <li>・住環境の向上</li> </ul>

## (2) 交通安全活動の推進

具体的な取り組み・事業	
県警、交通指導員による道路の横断の仕方などの交通ルール教室や自転車教室などを実施し、子どもや子ども連れの親等が安全・安心に通行できるように、交通安全教育を推進していきます。	
施策・事業	<ul style="list-style-type: none"><li>交通安全教室の開催</li><li>交通安全活動</li></ul>

## (3) 子どもの安全の確保

具体的な取り組み・事業	
警察や住民団体などと連携した対策を図り、見守り等を実施し、子どもが犯罪の被害などに遭わないように努めます。また、子ども・子育て家庭への安全に関する啓発に努めます。	
施策・事業	<ul style="list-style-type: none"><li>「きしゅう君の家」の指定・協力活動</li><li>防犯灯の設置</li><li>見守り隊の活動</li><li>不審者対策</li><li>美浜町青少年補導委員連絡協議会</li><li>美浜町民生委員・児童委員協議会との連携</li></ul>

## (4) 男女共同参画社会の推進

具体的な取り組み・事業	
男女がともに仕事や家庭生活、社会活動等に調和を持って暮らし、子育てができる男女共同参画社会の実現に向けて、地域や事業所などへの啓発に努めます。また、ワーク・ライフ・バランスの推進についても取り組んでいきます。	
施策・事業	<ul style="list-style-type: none"><li>仕事と家庭生活等の調和の推進</li><li>事業所の理解と協力</li></ul>

## 5 すべての親子に対する支援の実施

### 【アンケート調査における主な意見】



- 発達障害についての情報がほしい。
- 学校で、いじめや友達関係の大切さについて学ぶ時間を多くしてほしい。

### 【今後の方向性】

- ひとり親家庭への支援を実施し、自立を支援します。
- 児童虐待を未然に防ぐため、児童虐待防止に向け対策を充実させます。
- 配慮を必要とする児童に対し、必要とするサービス・支援を行います。

#### (1) ひとり親家庭等の自立支援の推進

具体的な取り組み・事業	
保育サービスをはじめとする子育て支援や就労支援、経済的支援など、ひとり親家庭の自立に向けたサポート体制の構築に努め、様々な支援の適切な利用を促進します。	
施策・事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の自立支援</li> <li>・ひとり親家庭への経済的支援</li> </ul>

#### (2) 児童虐待防止対策の充実

具体的な取り組み・事業	
ポスターの掲示やリーフレットを備え付けるなどして、ゆとりを持って安心して子育てができるよう、児童虐待防止に関する啓発を行います。また虐待等が起こった際に、早期発見・対応、保護・支援できるように、関係課及び関係機関とのネットワークで支援する体制の拡充を図ります。	
施策・事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利擁護・児童虐待防止の啓発</li> <li>・美浜町要保護児童対策地域協議会</li> <li>・美浜町民生委員・児童委員協議会との連携</li> </ul>

#### (3) 配慮を必要とする児童への施策の充実

具体的な取り組み・事業	
障害等で支援が必要な子どもや外国につながる子ども等、配慮を必要とする子どもの育ちを支援するため、療育、保育・教育、経済的支援、相談、必要なサービスの利用促進に取り組みます。	
施策・事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の早期発見・療育・治療の推進</li> <li>・障害福祉サービスの利用</li> <li>・特別支援教育の推進</li> <li>・障害者御坊・日高圏域自立支援協議会</li> </ul>

# 第4章 子ども・子育て支援事業計画

## 1 教育・保育提供区域

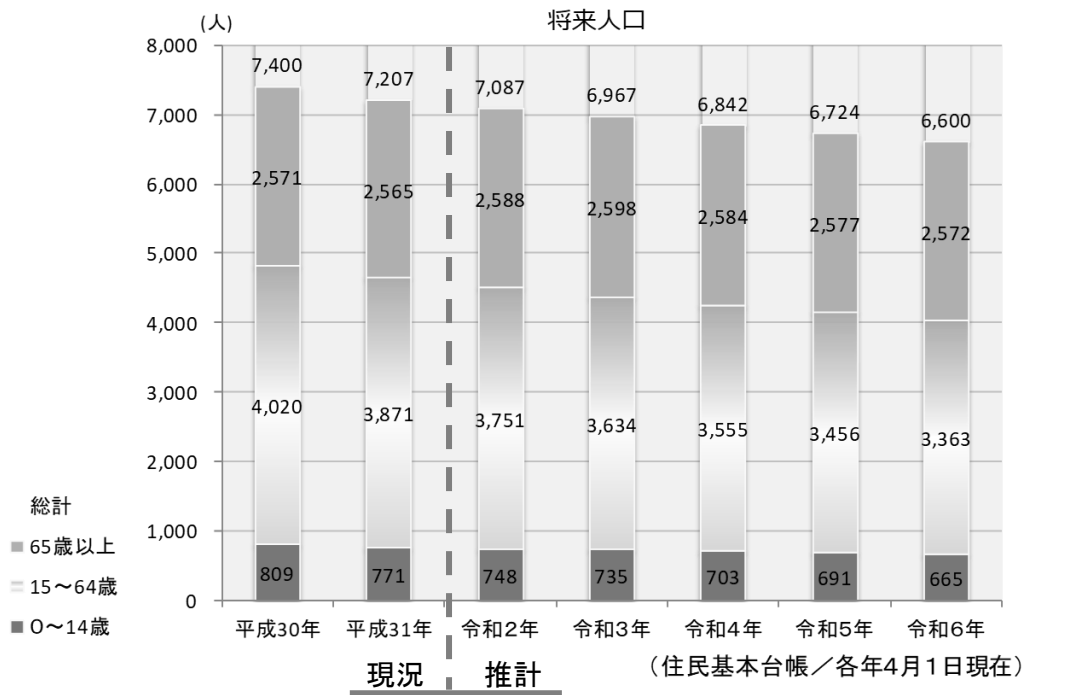
子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

美浜町のこれまでの教育・保育事業の利用状況からみると、利用者は区域を超えての利用を選択するケースが少なくないことが見込まれるため、利用実態に合った区域設定とするために、美浜町においては、教育・保育提供区域を町全域の1区域として設定します。

## 2 将来の子ども人口

### (1) 将来人口

美浜町の総人口は、今後も減少傾向で推移し、平成31年の7,207人から令和6年には6,600人にまで減少するものと見込まれます。

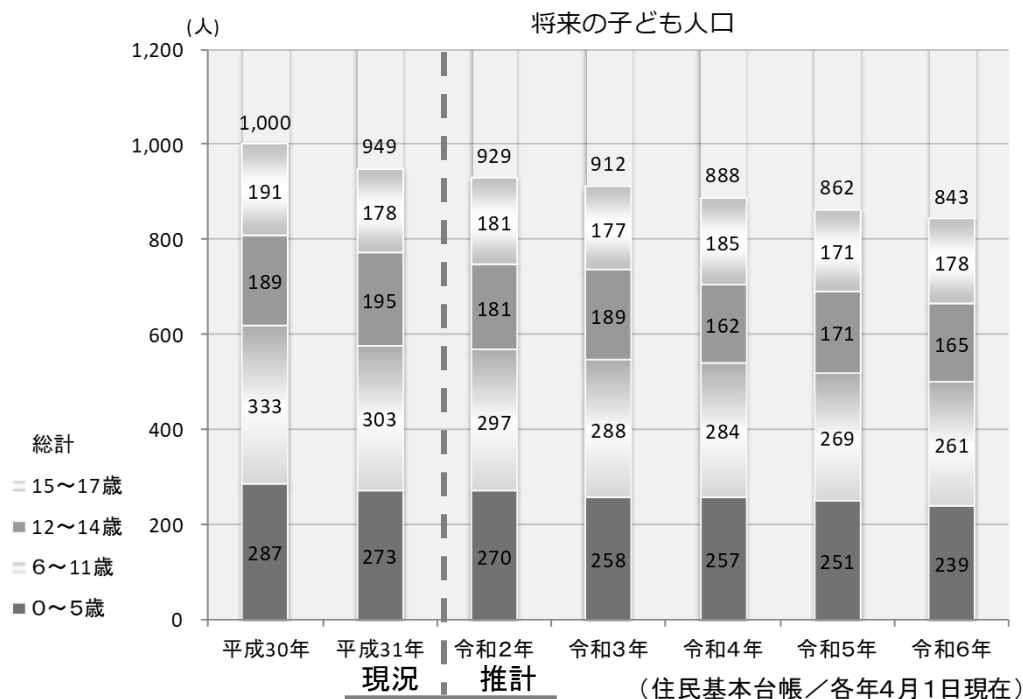


	現況		推計				
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0~14歳(年少人口)	809	771	748	735	703	691	665
15~64歳(生産年齢人口)	4,020	3,871	3,751	3,634	3,555	3,456	3,363
65歳以上(老年人口)	2,571	2,565	2,588	2,598	2,584	2,577	2,572
総計	7,400	7,207	7,087	6,967	6,842	6,724	6,600

※人口の推計については、平成27年から平成31年の住民基本台帳(各年4月1日)における実績人口の動勢に基づき「コーホート変化率法」により推計しました。

## (2) 将来子ども人口

美浜町の0～17歳の子ども人口については減少傾向で推移し、平成31年の949人から令和6年には843人まで減少することが見込まれ、就学前児童は239人、小学生は261人、中学生は165人、高校生は178人となると推計されます。



(人)

	現況		推計				
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	54	45	44	44	42	40	39
1歳	51	49	43	42	42	40	38
2歳	43	44	49	43	42	42	40
3歳	56	40	43	48	42	41	41
4歳	43	52	39	42	47	41	40
5歳	40	43	52	39	42	47	41
0～5歳(就学前)	287	273	270	258	257	251	239
6歳	56	40	43	52	39	42	47
7歳	58	56	41	44	53	40	43
8歳	43	57	55	40	43	52	39
9歳	61	42	56	54	39	42	51
10歳	48	60	42	56	54	39	42
11歳	67	48	60	42	56	54	39
6～11歳(小学生)	333	303	297	288	284	269	261
12歳	54	72	51	64	45	60	58
13歳	69	57	73	52	65	46	61
14歳	66	66	57	73	52	65	46
12～14歳(中学生)	189	195	181	189	162	171	165
15歳	59	61	63	55	69	49	62
16歳	59	58	60	62	54	68	49
17歳	73	59	58	60	62	54	67
15～17歳(高校生)	191	178	181	177	185	171	178
総計	1,000	949	929	912	888	862	843

### 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

#### (1) 量の見込みと提供体制

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めます。

#### 【認定区分】

認定区分は 3 つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分	
1号認定	対象となる子ども
	満3歳以上の、学校教育のみ（保育の必要なし）の就学前の子ども
	利用できる主な施設・事業
	・幼稚園 ・認定こども園（短時間保育）
2号認定	対象となる子ども
	満3歳以上で、保護者の就労や疾病などにより、保育の必要性の認定を受けた家庭での保育が困難な、就学前の子ども
	利用できる主な施設・事業
	・認可保育所 ・認定こども園（長時間保育） ・特定地域型保育事業
3号認定	対象となる子ども
	満3歳未満で、保護者の就労や疾病などにより、保育の必要性の認定を受けた家庭での保育が困難な、就学前の子ども
	利用できる主な施設・事業
	・認可保育所 ・認定こども園（長時間保育） ・特定地域型保育事業

		1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)		3号認定 (0歳)	3号認定 (1～2歳)	
		教育のみ	教育希望	その他	保育必要		
令和2年度	①量の見込み		41	0	93	8	53
	②確保方策	特定教育保育施設 (ひまわり・こじか)	160		111	15	60
		特定地域型保育事業 (くろしお)			20	5	15
		提供量合計	160	0	131	20	75
	② - ①		119	0	38	12	22
令和3年度	①量の見込み		39	0	90	8	49
	②確保方策	特定教育保育施設 (ひまわり・こじか)	160		111	15	60
		特定地域型保育事業 (くろしお)			20	5	15
		提供量合計	160	0	131	20	75
	② - ①		121	0	41	12	26
令和4年度	①量の見込み		39	0	92	8	50
	②確保方策	特定教育保育施設 (ひまわり・こじか)	160		111	15	60
		特定地域型保育事業 (くろしお)			20	5	15
		提供量合計	160	0	131	20	75
	② - ①		121	0	39	12	25
令和5年度	①量の見込み		36	0	93	8	50
	②確保方策	特定教育保育施設 (ひまわり・こじか)	160		111	15	60
		特定地域型保育事業 (くろしお)			20	5	15
		提供量合計	160	0	131	20	75
	② - ①		124	0	38	12	25
令和6年度	①量の見込み		35	0	87	8	48
	②確保方策	特定教育保育施設 (ひまわり・こじか)	160		111	15	60
		特定地域型保育事業 (くろしお)			20	5	15
		提供量合計	160	0	131	20	75
	② - ①		125	0	44	12	27



## (2) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

### ① 幼保連携型認定こども園の普及に係る基本的考え方

美浜町においては、0～5歳の園児がひとつの施設で過ごせる保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ、認定こども園がすでに整備されており、それぞれの家庭や子どもの状況に応じた多様なニーズに対応できるよう努めています。今後もすべての子どもに対する良質な成育環境の保障と、質の高い教育・保育事業の実施、内容の一層の向上を図ります。

### ② 質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳幼児期の発達が連続性を有すること、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供するよう、関係機関と連携して取り組みます。

### ③ 幼児期の教育・保育と義務教育との円滑な保幼小中連携の取り組みの推進

乳幼児期から義務教育（0歳～15歳）を見通した保育・教育の充実をめざし、保育所や幼稚園、認定こども園・小学校・中学校での連携を強化し、町全体で子ども達を育て、見守る取り組みを進めます。

## (3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性等を考慮し、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どもの内、保護者及び同一世帯員が市町村 民税世帯非課税者であるもの	

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

※【 】内は美浜町の事業名

### (1) 地域子育て支援拠点事業【子育てつどいのへや】

#### [事業の概要]

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

#### [第1期計画の見込み値と実績値]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人回	314	321	316	308	300
実績値	人回	85	81	84	80	42

※H31年実績については年度途中での数値のため、参考実績値  
また、数値として出ていないものは-で表記

#### [第2期計画の量の見込みと確保方策]

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人回	76	72	71	68	66
確保方策	か所	1	1	1	1	1

#### [確保方策の考え方]

確保方策としての実施箇所は「子育てつどいのへや」の1か所となっています。実施主体は教育課で対応します。

## (2) 一時預かり事業

### [事業の概要]

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間に、認定子ども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### [第1期計画の見込み値と実績値]

#### I 幼稚園における一時預かり

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人日	189	188	178	165	169
実績値	人日	0	0	0	0	0

#### II 幼稚園以外における一時預かり

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人日	1,600	1,613	1,560	1,483	1,479
実績値	人日	0	0	0	0	0

### [第2期計画の量の見込みと確保方策]

#### I 幼稚園における一時預かり

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	1号	人日	1	1	1	1	1
	2号	人日	0	0	0	0	0
確保方策		人日	1	1	1	1	1
		か所	1	1	1	1	1
ひまわりこども園							

#### II 幼稚園以外における一時預かり

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		人日	0	0	0	0	0
確保方策		人日	0	0	0	0	0
		か所	2	2	2	2	2
こじか保育園・ひまわりこども園							

### [確保方策の考え方]

幼稚園における一時預かり、幼稚園以外における一時預かりについては、利用実績はありませんが、アンケートでの利用希望を踏まえた確保を図ります。事業としては現行体制での実施を継続し、利用希望のあった際は柔軟に対応します。

### (3) 延長保育事業

#### [事業の概要]

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

#### [第1期計画の見込み値と実績値]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人	44	44	43	40	40
実績値	人	30	30	27	22	18
こじか保育園	人	16	13	13	11	10
ひまわりこども園	人	14	17	14	11	8

#### [第2期計画の量の見込みと確保方策]

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人	23	21	21	21	19
確保方策	人	23	21	21	21	19
	か所	2	2	2	2	2
こじか保育園・ひまわりこども園						

#### [確保方策の考え方]

これまでの利用実績を踏まえた量の見込みに対する確保を図り、今後も現行体制での事業実施を行います。

#### (4) 病児・病後児保育事業【病児・病後児保育事業、緊急サポートセンター事業】

##### [事業の概要]

病児・病後児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

##### [第1期計画の見込み値と実績値]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人日	258	260	251	238	238
実績値	人日	238	199	221	223	58
こじか保育園	人日	211	192	203	179	41
病児・病後児保育 (ひまわり)	人日	27	7	18	44	17

##### [第2期計画の量の見込みと確保方策]

	単位	R2	R3	R4	R5	R6	
量の見込み	人日	202	193	193	188	179	
確保方策	病児保育事業	人日	202	193	193	188	179
	子育て援助活動 支援事業 (病児・緊急対 応強化事業)	人日	0	0	0	0	0
こじか保育園・病児、病後児保育(ひまわり)							

##### [確保方策の考え方]

これまでの利用実績を踏まえた量の見込みに対する確保を図り、今後も現行体制での事業実施を行います。

## (5) 子育て短期支援事業

### [事業の概要]

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業、ショートステイ事業)です。

### [第1期計画の見込み値と実績値]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
実績値	人日	0	0	0	0	0

### [第2期計画の量の見込みと確保方策]

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
確保方策	人日	1	1	1	1	1

### [確保方策の考え方]

子育て短期支援事業については、利用実績がないので、量の見込みとしては0人日としますが、1人の提供体制を確保し、現行体制での継続した事業実施を行います。

## (6) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

### [事業の概要]

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### [第1期計画の見込み値と実績値]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人日	9	8	9	9	9
実績値	人日	0	0	0	0	0

### [第2期計画の量の見込みと確保方策]

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人日	2	2	2	2	2
確保方策	人日	事業実施の検討				

### [確保方策の考え方]

ファミリー・サポート・センター事業については、利用実績はありませんが、アンケートでの利用希望を踏まえた、量の見込みとしています。

アンケート結果、保護者のニーズ等を踏まえ、今後、事業実施について検討していきます。

## (7) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【留守家庭児童保育事業】

### [事業の概要]

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### [第1期計画の見込み値と実績値]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人	127	119	123	125	121
低学年	人	91	82	90	91	90
高学年	人	36	37	33	34	31
実績値	人	72	74	71	75	75
低学年	人	66	61	60	62	67
高学年	人	6	13	11	13	8

### [第2期計画の量の見込みと確保方策]

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人	64	67	63	61	62
1年生	人	20	24	18	20	22
2年生	人	19	21	25	19	20
3年生	人	15	11	11	14	11
4年生	人	8	8	6	6	7
5年生	人	1	2	2	1	1
6年生	人	1	1	1	1	1
確保方策	人	64	67	63	61	62

### [確保方策の考え方]

これまでの利用実績を踏まえた量の見込みに対する確保を図り、今後も現行体制での事業実施を行います。

## ■放課後子ども総合プランに関する事業■

平成26年に策定された「放課後子ども総合プラン」に基づき、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破するために、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を進めるための事業です。

	平成31年度	令和6年度
放課後児童クラブ	2か所	2か所
放課後子ども教室	0か所	0か所

美浜町では、放課後子ども教室を実施していません。今後町内で、実施に向けての調整、検討を進めます。

### (8) 妊婦健康診査

#### [事業の概要]

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### [第1期計画の見込み値と実績値]

		単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み		人	50	49	48	46	45
実績値	受診者数	人	69	75	85	71	-
	受診回数	人回	566	550	655	530	-

#### [第2期計画の量の見込みと確保方策]

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		人回	487	487	465	443	431
確保方策		人回	487	487	465	443	431

#### [確保方策の考え方]

県医師会、県病院協会、県助産師会に委託し、妊婦に対しての100%実施を図っていきます。



## (9) 乳児家庭全戸訪問事業【乳児家庭全戸訪問事業、新生児訪問事業】

### [事業の概要]

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### [第1期計画の見込み値と実績値]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人回	50	49	48	46	45
実績値	人回	46	57	55	52	18

### [第2期計画の量の見込みと確保方策]

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人回	44	44	42	40	39
確保方策	人回	44	44	42	40	39

### [確保方策の考え方]

乳児家庭に対して、100%訪問を図っていきます。

## (10) 利用者支援事業

### [事業の概要]

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

### [第1期計画の見込み値と実績値]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	か所	-	-	-	-	-
実績値	か所	-	-	-	-	1

※令和元年12月から事業開始

### [第2期計画の量の見込みと確保方策]

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	基本型・ 特定型	か所	-	-	-	-
	母子保健型	か所	1	1	1	1

### [確保方策の考え方]

情報提供や相談等の事業内容の充実を図っていきます。

## (11a) 養育支援訪問事業

### [事業の概要]

保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、訪問を行い、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業です。

### [第1期計画の見込み値と実績値]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
実績値	人回	-	-	-	5	6

※H27～29は実績値の記録はないが、事業は実施している

### [第2期計画の量の見込みと確保方策]

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人回	6	6	6	6	6
確保方策	人回	6	6	6	6	6

### [確保方策の考え方]

支援が必要な家庭に対し、訪問を図っていきます。

## (11b) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### [事業の概要]

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、関係機関職員等の専門性強化や、機関の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

### [確保方策の考え方]

関係機関の連携強化を図り、事業実施に努めます。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### [事業の概要]

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### [確保方策の考え方]

国の動向に応じ助成を実施していきます。

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### [事業の概要]

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### [確保方策の考え方]

現状の保育施設にないものに対して手段を講じていきます。

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進にあたって

---

#### (1) 庁内体制の整備

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係各課や関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

また、すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の次世代育成に関する知識と意識を高めていきます。

#### (2) 住民との協働の推進

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、事業主、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

また、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係機関・団体等の活動を核とし、また、子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域全体で子どもを育てる機運を高めていきます。

#### (3) 国・県との連携

住民に最も身近な行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

### 2 子ども・子育て会議

---

子ども・子育て支援法第77条に基づき、条例により設置した「美浜町子ども・子育て会議」について、本計画期間中の各年度においても必要に応じ開催するものとします。委員は、子どもの保護者、各種団体の関係者、教育・保育に関する事業の関係者、子育て支援関係の学識経験者など様々な分野から構成されています。子ども・子育て会議においては、必要に応じて計画の点検・評価の結果等について、検討していただくものとします。

### 3 計画進行管理の体系と仕組み

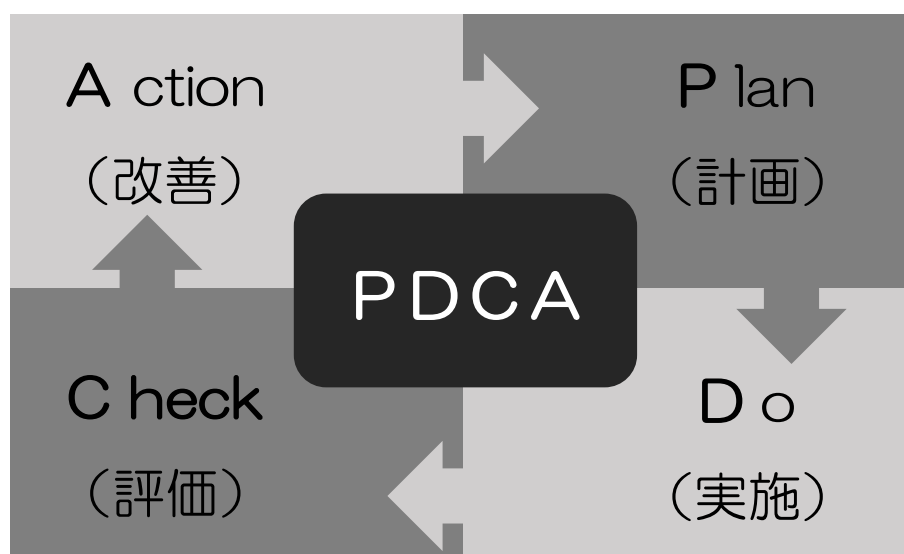
---

#### (1) 計画の点検・評価

計画に基づく施策をPDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）に基づき、総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに進捗状況を庁内で点検します。

この点検結果に基づき、子ども・子育て会議で協議しながら事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（令和4年度）を目安として、計画の見直しを検討します。



#### (2) 計画の公表、住民意見の反映

町のホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。

また、あらゆる機会を通じて住民意見を把握し、住民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

## ■資料編

### 1 パブリックコメント実施報告

---

募集期間中のご意見及び回答は次の通りです。貴重なご意見をいただきありがとうございました。

<募集期間>令和2年1月6日(月)～令和2年1月24日(金) <意見総数>3件
--

#### 【ご意見】多子世帯への支援について

第3子以降の出産に対して、以前支給していた「出生祝金及び子育て応援給付金」に類似する多子世帯への子育て応援制度を創設してはと思います。

多子世帯の子育て負担を軽減し、少子化の進行を遅くし、もしくは止めていくことに期待できるものと考えられます。

#### 【回答】

第3子以降の出生に対する出生祝金及び子育て応援給付金の制度は、子どもの誕生を祝い、保護者の経済的負担の軽減と少子化対策を目的に平成25年4月より導入しました。

制度導入から6年が経過し、効果の検証を目的に受給者に対してアンケート調査を実施したところ、7割以上の受給者は、制度が後押しとなり、第3子以降の子どもを授かり産み育てる動機にはなっていないと、少子化対策など制度導入による効果があったとは評価できないことから、アンケート調査の結果に基づき、多子世帯に対する祝金の制度を廃止したことをご理解願います。

したがって、多子世帯を対象とした祝金などの制度創設の考えはありませんが、出生された子どもの誕生を祝い、健全な育成に資することを目的に、すべての出生に対して祝金を支給する「赤ちゃん誕生祝金」の制度を令和元年7月より導入しております。

#### 【ご意見】図書館について（本が好きな子ども達のために）

①図書館に行っても借りたい本がないことがあり、利用者のリクエストなどに応じ、他市町などと連携して、ネット予約できるとか、あるいは、図書館で購入するとかで好きな本を借りられるようにしてほしい。

②ネット予約で他市町から借りたものでも図書館で返却できるようにしてほしい。

#### 【回答】

①については、本のリクエストなどは常時、受け付けており、リクエストに応じて、可能な限り、購入しています。また、WEB上の和歌山地域コンソーシアム図書館で蔵書検索し、貸し出しを受けることもできます。

本の予約方法は、図書館に予約の申出、又は、図書館ホームページ(友学の森)の資料検索から予約することができます。(ただし、あらかじめ図書館利用券の登録が必要となります。)

②については、図書館で返却可能です。

## 2 美浜町子ども・子育て会議設置要綱

---

(趣旨)

第1条 次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援、並びにその他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のために講ずる施策などを総合的に推進するため平成30年度に実施した子育て支援に関するニーズ調査結果を基に、継続した計画的な取り組みを促進するための目標量の設定及び策定指針に示された施策等をまとめた美浜町子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり美浜町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、計画の策定について必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者等
- (2) 関係行政機関の代表者等
- (3) 学識経験者
- (4) 美浜町職員

(任期)

第4条 委員の任期は令和2年3月31日までとする。ただし、委員に事故あるときは必要に応じて補欠の委員を委嘱又は任命することができる。

2 前項の規定による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員等)

第5条 会議に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は会議を総務するとともに代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議の議長には、委員長があたる。

2 会議は、委員の半数以上の出席者がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(設置期間)

第7条 会議は、計画策定により解散するものとする。

(意見の聴衆等)

第8条 委員長が必要ありと認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、美浜町教育委員会教育課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、その都度会議に諮って決定する。

附 則

1. この要綱は、公布の日から施行する。
2. この要綱は、令和2年3月31日限り、この効力を失う。

### 3 美浜町子ども・子育て会議構成員

※委員長◎、副委員長○

区分	所属・役職
関係団体の代表者等	松原小学校保護者会 共啓会会長
	○ 和田小学校保護者会 育友会会長
	ひまわりこども園保護者会 ひまわり会会長
	学童保育松原クラブ 指導員
	学童保育友遊クラブ 指導員
関係行政機関の代表者等	◎ 美浜町民生委員・児童委員協議会 児童部会長
学識経験者	美浜町民生委員・児童委員協議会 主任児童委員
	美浜町民生委員・児童委員協議会 主任児童委員
美浜町職員	美浜町役場住民課 課長
	美浜町役場健康推進課 課長
	ひまわりこども園 園長
	美浜町教育委員会教育課 課長



## 4 策定の経緯

年月日	開催会議等	内 容
平成31年 3月11日 ～3月25日	アンケート	<p>○就学前児童アンケート 調査対象：町内の就学前児童の保護者全員 回収状況：配布数 332 票 回収数 172 票 回収率 51.8%</p> <p>○小学生アンケート 調査対象：町内の就学児童の保護者全員 回収状況：配布数 348 票 回収数 182 票 回収率 52.3%</p>
令和元年 8月～10月	庁内ヒアリング	ヒアリングシートを用い、子ども・子育て支援事業計画の進捗状況や、第2期子ども・子育て支援事業計画における事業内容について調査
令和元年 12月18日	第1回美浜町子ども・子育て会議	<p>○議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2期美浜町子ども・子育て支援事業計画素案」について</li> </ul>
令和2年 1月6日 ～1月24日	パブリックコメント	住民の皆様からの計画に対するご意見をいただくためのパブリックコメントを実施
令和2年 2月20日	第2回美浜町子ども・子育て会議	<p>○議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント結果報告</li> <li>・「第2期美浜町子ども・子育て支援事業計画原案」について</li> </ul>

## 5 用語説明

---

### 【あ行】

---

#### ■育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は1歳6か月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。

### 【さ行】

---

#### ■児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

#### ■食育

健康な食生活を送るために食品選択や安全性、表示の仕組み、さらには農業との関係を学ぶこと。平成17年に食育基本法が制定され、市町村には食育推進計画策定の努力規定が設けられている。

### 【た行】

---

#### ■男女共同参画社会

男女が性別による社会的役割に縛られることなく、両性が対等な構成員として参加する社会のこと。男女の個人としての尊厳を大切に、家庭生活をはじめ、地域や職場などの社会での環境づくりが求められている。従来の「男は仕事、女は家庭」という固定観念に固執することなく、個人としての社会参加が尊重される。

### 【な行】

---

#### ■認定こども園

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する。親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設。

## 【は行】

---

### ■パブリックコメント

行政機関が規制の設定や改廃をするとき、原案を公表し、国民の意見を求め、それを考慮して決定する制度。

## 【わ行】

---

### ■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。仕事だけでなく家庭や地域生活などにおける充実があってこそ人生の生きがいを得られるとし、就労による自立可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきとする考え方。

## 第2期美浜町子ども・子育て支援事業計画

編集・発行：美浜町 教育課

美浜町役場

〒644-0044 和歌山県日高郡美浜町和田 1138-278

電話：0738-22-4123（代）